

令和 5 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 5 年 6 月 1 9 日
- ・ 開 会 令和 5 年 6 月 1 9 日
- ・ 閉 会 令和 5 年 6 月 2 0 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村	淳		8 番	三	條	幸 夫
3 番	福	田	淳	一	9 番	上	地	史 隆
4 番	森	賀	祐	司	10 番	松	岡	克 美
5 番	鈴	木	秀	之	11 番	齋	藤	宏 司
6 番	岩	原	繁		12 番	原	本	哲 己

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会	教育長
代表	監査委員	農業委員会	会長
副町	長	福祉課	長
総合支所	長	福祉課	参事
会計管理	者	産業課	長
総務課	長	移住・定住支援室	長
総務課	参事	産業課	参事
総務課	参事	建設課	長
総務課	参事	建設課	参事
総務課	参事	住民福祉課	長
住民課	長	総務課	主査
住民課	参事		
生涯学習課	長	生涯学習課	参事
監査委員事務局	長	選挙管理委員会事務局	長
農業委員会事務局	長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和5年第2回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和5年6月19日（月） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川 一正	教育委員会教育長	関谷 正樹
代表監査委員	近藤 克郎	農業委員会会長	石田 正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木 章夫	福祉課長	宮田 栄
総合支所長	菅野 洋治	福祉課参事	佐薙 清美
会計管理者	阿部 雅浩	産業課長 移住・定住支援室長	秋葉 暢康
総務課長	林 敏美	産業課参事	中村 直樹
総務課参事	佐川 雅仁	建設課長	高 昭寿
総務課参事	稲川 浩司	建設課参事	山本 純生
総務課参事	中村 綱希	住民福祉課長	山本 晃
住民課長	星加 政志	総務課主幹	齋藤 慎吾
住民課参事	砂金 英樹		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	井上 透	生涯学習課参事	村山 修
--------	------	---------	------

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川 大樹
------	-------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	平田 義和	書記	見延 洸太
------	-------	----	-------

以上のとおり報告する。

令和5年6月19日

大空町議会議長 原本 哲己

諸 般 の 報 告

《令和5年4月27日～令和5年6月19日》

- 4月27日 第1回議員協議会
- 5月 1日 湖水開き・観光安全祈願祭
- 3日 芝桜まつりオープニングセレモニー
- 8日 第3回議会広報常任委員会
- 12日 第4回議会広報常任委員会
- 18日 大空町商工会通常総会
- 19日 第2回総務厚生常任委員会
- 20日 東藻琴中学校運動会
- 22日 オホーツク町村議会議長会定期総会
北網ブロック町議会議長会総会
- 23日 町村議会議長・副議長研修会（東京都）
オホーツク大空町観光協会通常総会
- 26日 女満別空港整備・利用促進協議会総会（網走市）
オホーツク圏活性化期成会定期総会（網走市）
オホーツク圏活性化期成会石北本線・釧網本線合同部会（網走市）
そらっキーポイントカード会通常総会
- 27日 女満別中学校運動会
- 6月 2日 美幌地方自衛隊協力会総会
- 4日 女満別小学校運動会、東藻琴小学校運動会
- 7日 第3回総務厚生・第2回産業建設文教合同常任委員会
第3回総務厚生常任委員会
第2回産業建設文教常任委員会
- 9日 タブレット端末等導入検討小委員会 近隣町視察調査
- 11日 藻琴山山開き並びに安全祈願祭
女満別消防演習
- 13日 第2回議会運営委員会
- 15日 北海道町村議会議長会定期総会（札幌市）
北網ブロック町議会議長会総会（札幌市）
- 17日 認定こども園ひがしもこと運動会
- 19日 令和5年第2回定例会

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会の宣言

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから、令和 5 年第 2 回大空町議会定例会を開会します。

◎会議の宣言

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、7 番、
後藤忍議員及び 8 番、三條幸夫議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、
これを許します。
議会運営委員会委員長、上地史隆議員。

- ◇議会運営委員会委員長 皆様改めておはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、
去る 6 月 13 日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協
議をいたしました。

本定例会には、一般質問者が 5 人、町長から提出されております案件が 35 件
であります。その内訳は、同意 24 件、条例一部改正等の議案が 6 件、令和 5 年
度補正予算 5 件であります。また、議会提出議案の提出も予定をされております。
したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本
定例会の会期は本日 6 月 19 日に開催をして、6 月 20 日までの 2 日間とするこ
とが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告をい
たします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のどおり、
本日から 6 月 20 日までの 2 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月 20 日までの

2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付している
とおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合があります
ことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付していると
おりであります。

町広報担当者並びに報道関係者から写真撮影の申し込みがあり、これを許可
いたしましたのでご了承願います。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ております
のでご了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。松川町長から行政報告の申し出が
ありますので、これを許します。
松川町長。

◇町 長 おはようございます。令和5年第2回大空町議会定例会にあたりまし
て、行政報告を行います。

3月17日、大空町ことぶき大学卒業式、修了式を実施いたしました。本年度
は2名の学生が卒業し、また、9名がそれぞれの本科を終了進級することとなり
ました。

3月22日は、航空会社である株式会社AIRDOと包括連携協定を締結しま
した。オホーツクエリアの観光振興や魅力発信、女満別空港の利用促進などにつ
いて相互に連携していくことを確認したところです。

翌日、大空町総合教育会議を開催しました。総合教育会議は、平成23年に発
生した大津市の中学校でのいじめ自殺事件をきっかけに、地方教育行政の組織及
び運営に関する法律が開設され設置されたものです。大空町内各学校における児
童生徒指導の現状と対策について、運動部活動の地域移行についての2件につ
いて意見交換いたしました。

3月24日、地図等製作している株式会社ゼンリンと災害時における地図製品
等の供給等に関する協定を締結しました。住宅地図や全町広域図などをご寄贈い

ただいたことで、災害時に災害対策本部の運営や関係機関との連携などに有効に活用できるものと考えております。

3月31日、オホーツクビーナスファクトリー竣工式に出席いたしました。新たに整備した豆類製品貯蔵施設は4,474.90平方メートル、3,456トンの貯蔵が可能となり、また、1時間当たり最大6トン进行处理できる乾燥調製出荷設備を2台増強したところであります。

4月8日、大空高等学校交流拠点施設開所式を執り行いました。この新たな交流拠点施設で生徒たちが町民との交流を通じ、何事にも主体的に取り組み、挑戦し、自らの夢を実現するための礎となることを期待しているところです。

4月14日、網走市で開催されました、ストップ特殊詐欺決起集会に出席いたしました。網走市内及び大空町内で特殊詐欺が発生したことから、開催されたものです。決起集会終了後、網走市及び大空町内において、特殊詐欺防止にかかるパンフレット等の配布を行いました。

翌日、網走市で開催されました、網走川流域の会主催のシンポジウム並びに第41回豊かな海づくり大会、漁場環境保全部門環境大臣賞受賞祝賀会に出席いたしました。今回の受賞は、これまで網走川流域の会が実施してきました網走川の一斉清掃などの各種取り組みが評価されたものであります。

4月20日、網走市で開催されました、網走地区保護司会定期総会のお招きを受け出席いたしました。

4月24日、大空町ことぶき大学入学式、進級式を実施いたしました。本年度は新入生3名であったところであります。

翌日、コミュニティ放送局FM網走を開局しております株式会社LIAとの連携と協力に関する包括協定及び災害等の発生時における緊急情報の放送に関する協定を、放送視聴可能エリアである本町と小清水町の合同で執り行いました。地域情報の発信による経済、産業、観光振興や、災害時には通常番組に優先して緊急情報発信するなど、相互に連携していくものであります。

4月26日、大空町交通安全防犯推進委員会総会を開催いたしました。網走警察署、女満別駐在所長並びに東藻琴駐在所長のご臨席を賜り令和4年度の決算、令和5年度事業計画、予算について承認いただいたところであります。

4月28日、大空町担い手育成センター総会を開催し、令和4年度の決算、令和5年度事業計画、予算について承認いただきました。

5月3日、芝桜まつりオープニングセレモニーを実施いたしました。ことしは春先から天候に恵まれたため、オープニングセレモニー前の5月1日から入園料を徴収して開園を行い、5月31日までの1カ月間開園することができました。料金をいただいた人数は7万376人となったところであります。

5月8日は、北海道内7空港の一体的運営に関する協議会が札幌市で開催され出席いたしました。北海道エアポートの運営状況の説明を受け、意見交換では、女満別空港における令和4年度の取り組み、令和5年度の事業計画について情報提供したところであります。

翌日は、新千歳空港内において、JALスカイ札幌地域活性化事業室を訪問し、JALと協力しての事業実施の可能性について意見交換いたしました。

5月10日、北見市で開催された、サイクリスト応援カー出発式に出席いたし

ました。サイクリング途中に自転車トラブルが発生した際の取り組みとして、国道、道道巡回中の道路パトロールカーと、河川巡視パトロールカーが、自転車工具や空気入れをサイクリストに無償で貸し出すものです。今年度の取り組み期間は5月10日から10月末日までとなっています。

5月16日は、東京都において全国道路利用者会議定時総会に出席し、決議案の採択を行ったところであります。

2ページをお開き願います。5月17日は、道路整備促進期成同盟会全国協議会通常総会及び命と暮らしを守る道づくり全国大会に参加いたしました。大会終了後、参加しておりました道内市町村長とともに北海道選出の国会議員に対し、道路整備の要請を行ったところであります。

翌日、北見市で開催された、ロコ・ソラーレ応援大使セレモニーに出席いたしました。女子カーリングチームのロコ・ソラーレの選手が正式にオホーツク応援大使に就任し、オホーツクのPRに協力いただくこととなりました。

同日、オホーツク町村会臨時総会が開催されました。役員の選任や各種委員会の所属を取り決めたところであり、私は建設経済委員会に所属することとなりました。

また、オホーツク町村会臨時総会終了後、北海道国民健康保険団体連合会オホーツク地方支部定期総会が開催され、令和4年度の事業報告、決算、令和5年度事業計画、予算を審議したところであります。

5月19日は、大空町国民健康保険運営協議会を開催しました。令和5年度の税率の改正について答申をいただき、本定例会に条例改正案を提案させていただいているところであります。

5月22日、大空町農業再生協議会通常総会を開催し、令和4年度決算、令和5年度事業計画、予算について承認いただいたところであります。

同日、大空町交通安全・社会を明るくする運動実行委員会を開催いたしました。本年度の第51回交通安全大会・第73回社会を明るくする運動大会は7月4日火曜日に実施することを決定したところであります。

5月26日、女満別空港整備・利用促進協議会総会を網走市にて開催いたしました。令和4年度決算、令和5年度事業計画、予算について承認いただいたところであります。

同日、オホーツク圏活性化期成会定期総会が開催されました。夏季要望を8月1日から3日の日程で実施することを確認したところであります。

終了後引き続き、オホーツク圏活性化期成会石北本線・釧網本線合同部会が開催されました。

5月29日から31日にかけて、札幌市で開催された道内各種団体の総会に出席いたしました。29日は、北海道道路整備促進協議会通常総会及び北海道治水砂防海岸事業促進同盟通常総会、並びに北海道防災協会通常総会に出席いたしました。いずれも令和4年の事業報告、決算、令和5年度の事業計画、予算について承認されたところです。

翌日は北海道道路利用者会議定期総会並びに北海道造林協会総会に出席いたしました。令和4年度事業報告、決算、令和5年度事業計画、予算について承認されました。

5月31日は、北海道町村立高等学校自治体連絡協議会総会が開催され出席いたしました。会長を務めていた音威子府町長が退任され、新たな会長選出により私が会長に選任されたところであります。

引き続き北海道電子自治体共同運営協議会総会、北海道治山林道協会総会、北海道町村会定期総会に出席いたしました。いずれも令和4年度事業報告、決算、令和5年度事業計画、予算について承認されたところです。

6月2日、美幌町で開催された美幌地方自衛隊協力会役員会及び総会に出席し、令和5年度事業計画、予算について審議を行い、いずれも承認されたところであります。

6月3日、国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会が小清水町で開催され出席いたしました。令和4年度決算、令和5年度事業計画、予算について審議したところであります。昨年、新たに整備され運用開始した小水力発電事業では、令和4年6月1日から令和5年3月末までの10カ月間で9,400万円の売電収入があったところであります。

3ページをお開き願います。6月8日、大空町青少年問題協議会を開催いたしました。会議の前段でNTTドコモによりリモートでの講話、スマホ携帯安全教室を行い、その後、青少年を取り巻くさまざまな状況について意見交換を行ったところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。3番、福田淳一議員。

◇福田議員 おはようございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

質問事項ですが、現在の太田町における寄付金の対応と使途についてお聞きいたします。

一つ目としまして、町民などから寄せられた寄附金については、寄附者の意向や思いなどに沿って年度内事業化されていると思いますが、事業化の予定がない事業等への寄附金の対応と使途について伺います。

二つ目として、当面の事業化のない事業への寄附金や金額が満たなく、単年度での実施が厳しい状況にある場合や、寄附を受け、経年劣化し修繕が必要な場合など、寄附者の意向に沿えるよう町の規定などを見直す考えはないか伺います。

以上について、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 福田議員からの一般質問にお答えさせていただきます。

まず、一般論になろうかと思えますけども、町民と町民等から寄せられる寄附金の多くにつきましては、大空町ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税としてご寄附していただいております。

このふるさと納税につきましては、税の使途を自らの意思で決めることを可能とすることを趣旨として創設された制度でありますので、大空町においても希望される寄附金の使途について選択できるようにしているところであります。

具体的に大空町では、高齢者が健康で生き生きと暮らす事業、未来を担う子どもたちを育む事業、魅力ある観光地づくりに関する事業、特に指定しないという項目から選択が可能であり、また、これら以外に希望される分野や事業等がある場合には、その他の項目に具体的な分野等を記載していただいております。あくまでも町として、個別具体の事業を示しているわけではございません。

令和4年度のふるさと応援寄附金につきましては、合計6,585件、延べ1億4,461万8,000円のご寄附をいただいております。それぞれの分野別の寄附額などにつきましては、後ほど担当者から説明させますが、寄附者の方々が使途を町が示す項目から選択された場合には、そのご意向に沿って活用させていただいており、活用状況につきましては、ホームページ上でも公表しているところであります。

議員からご質問がありました事業化の予定がない事業への寄附金の対応と使途についてですが、ご寄附をいただく方が、その他の項目で町として現段階では事業化の予定のない事業等へのご寄附を希望された場合が想定されるところでありますけども、その場合には、まず寄附者の方の思い、意向を改めて聞き取ることになろうかと思えます。聞き取りの結果、寄附者の方のご意向に沿うことができる使途がある場合には、ご寄附をいただくこととなりますが、どうしても希望に沿うことができない場合はお断りすることもあります。

次に、町の規定の見直しについての考えであります。先ほどの内容と重複する部分もございますが、現在の町の規定では、ふるさと応援寄附金の使途について寄附者の方々のご希望を確認させていただき、ご意向を尊重させていただいている、そのような規定になっているものと認識しておりますので、現段階で規定の改正は考えておりません。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 中村総務課参事。

◇総務課参事 はい、私のほうからは令和4年度のふるさと応援寄附金の分野別寄附額などについてご報告をさせていただきます。

先ほど町長からもご答弁がありましており、令和4年度のふるさと応援寄附金につきましては、合計6,585件、延べ1億4,461万8,000円のご寄附をいただいているところでございます。それぞれの内訳についてでございますが、未来を担う子どもたちを育む事業が合計1,988件、延べ4,078万7,000円。高齢者が健康で生き生きと暮らす事業が合計293件、延べ554万3,000円。魅力ある観光地づくりに関する事業が合計672件、延べ1,251万9,000円。その他が合計18件、延べ1,209万円。特に指定し

ないが合計3,620件、延べ7,367万9,000円となっております。

また、寄附金の主な活用事業につきましては、未来を担う子どもたちを育む事業では、認定こども園、小学校、中学校並びに高等学校の教材費、備品購入費に。高齢者が健康で生き生きと暮らす事業では、老人福祉センター管理運営費に。魅力ある観光地づくりに関する事業には、ひまわり作付事業や東藻琴芝桜公園管理運営費に。その他では、図書購入費に。特に指定しないでは移住定住促進事業や、花いっぱい運動推進事業費にそれぞれ活用させていただいているところであります。

以上でございます。

◇議 長 3番、福田淳一議員。

◇福田議員 はい、今、答弁いただきましたの中で、ふるさと応援寄附金につきましてはある程度理解できます。自分で選んだ自治体を応援するために寄附金の使い道を指定でき、返礼品として町の特産品などを贈呈して感謝の意を表わすということは、ある程度の理解はできているつもりです。ですが、大空町民の寄附については、返礼品というのはなくて、また使い道についても、その意思を聞けることは限られている。また、場合によっては寄附の申し出を断ることもある。というお話をされたと思います。

再度質問させていただきますが、今までにもそのような事例があったのか、また寄附者の意向や思いを取り入れられない理由等を聞かせていただければと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 福田議員からの質問にお答えいたします。

これまでの事業化の予定がないものの寄附の状況でございますけれども、過去にさかのぼってみて現金の部分でお断りしたことがあるかどうかというところは申し訳ございません、調べてみないとわかりませんが、寄附には現金の他に自分が所有する、個人が所有される土地であるとか、そういったものも寄附として含まれているところであります。

土地の寄附について、町内にいなくなってなかなか自分としての使い道がないので、町としてもらっていただきませんか、というお話をいただくことがあります。その際には町として、公有財産取得処分等検討委員会などを通じてその土地を取得することが、町としていいか悪いか、そういう町のそれが負担とかにならないかどうか、そういったことも総合的に勘案させていただいて、実際、土地の寄附に対してお断りをしているということは、今年度に入ってもございまして、そういったケースは多々これまでもあったのではないかなと、そのように考えております。

◇議 長 3番、福田淳一議員。

◇福田議員 土地並びに、また建物につきましても大空町に寄附というのがあるか
と思います。その中でやはり建物につきましては経年劣化とかが起こったりして、
かなり傷んでくることもあります。せっかく寄附された方々のためにも補強修繕
を必要とするものはぜひしていただいて、今後の活用に向けてお願いしたいと
思いますか、そのことについても考えをお伺いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 はい、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

建物等の寄附につきましては、当然受けたということは、町として利用してい
く、そういった理由で受けたと思います。受けた建物に修繕が必要な部分、ある
いは、当然寄附を受けるときにはある程度の年数が経ってしまっているという部
分もございますので、それに関しては必要な修繕等については、そのときの予算
の状況等を鑑みながら事業の優先度をつけて実施してまいりたいということでご
理解をいただきたいと、そのように思っております。

◇議 長 3番、福田淳一議員。

◇福田議員 事業の優先化ということもあると思います。昨今は事業予算がなかな
かつきづらく、事業化に向けては各課も大変かと、ご苦労されていることと思い
ますけれども、寄附をされる方もやっぱり今後必要となることも含めて考えなが
ら、そのために役立ててもらえるっていう意思もあると思います。そういうこと
もどうか汲んでいただきながら、寄附のこれからのあり方について、もう一度検
討させていただくことをお願いいたします。

また最後、町長の町政執行方針の中にもありましたが、まちづくりは人づくり、
人がいなければ町は存在しないという関心を持ち、愛着を持っていただけるよう
にとありました。まさしく寄附行為などは関心がなければあり得なく、自分がそ
のようなことが出来るのかと考えると、決してして軽んじてはいけない、まちづ
くりに必要な行為はこういうことではないかと考えております。人のつながりの
大切さを十分に考えられて、今後の対応を考えていただくことをお願いするとと
もに、このような質問をした自分にも責任があると十分考えておりますので、こ
れから協力できることは一緒に考えながら、また、未来の大空町をつくるために
尽力されることをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

以上です。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 はい、ふるさと納税につきましては、自らの意思で決めてそれを町に
使っていただくというものでございます。町が行う事業に対して、寄附者がそれ
を応援し、支援するという形で町はその応援、町民の皆様からの応援、支援にき
ちんと成果としてお答えするというものが寄附であろうかと思っておりますので、そ
ういった趣旨、思いを、これからも大切に、また建物や、施設そういった物の寄

附があった場合には、適宜修繕をするなど、また修繕の仕方もある例えば、そこを利用されている方々との協力の中で修繕を行っていく、そういったことができるようなものについてはそういう協力をしながら修繕だとかについてもこれから進めていきたい、そのように考えております。

寄附金につきましては本当に貴重な財源ともなっておりますし、そういった寄附をされた方々のきちんとその思いを受けとめてこれからも町政に反映させていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

◇議 長 これで福田淳一議員の一般質問を終了します。

◇議 長 日程第5、一般質問を続けます。

次に、2番、川村淳議員の一般質問を許します。

◇川村議員 おはようございます。

令和5年第2回定例会通告に従い一般質問をさせていただきます。

私からは、2項目ございます。一つ目は、認定こども園の利用条件の緩和について、続いて二つ目として、大空高等学校交流拠点施設の今後の方向性について、ご質問をさせていただきます。

まず、こども園利用に係る条件緩和につきまして、政府は少子化対策案として、親が就労しているかにかかわらず保育所を利用できる制度を創設する方向で調整に入ったと報道が去る3月23日になされております。

内容としましては、これまで保育所を利用するに当たって、両親が一定の時間以上就労している。また、同居家族の介護をしているといった保育の必要性というものが認定される必要性がありましたが、これを緩和し、全ての子育て家庭が利用できる制度とするというものです。

本町においては、以前より特に農家の世帯の冬季間の預け入れについて、農家さんの仕事がなくなると同時に預かりの保育がお願いできなくなるというようなことが生じておまして、是非改善してほしいとの声が多く届いております。認定こども園における子育て支援策として、これからの条件等の緩和について、お考えをお伺いいたします。

次に二つ目、保育所の雇用に関する課題についてでございます。

世間では、保育士不足が大きな課題となっております。本町においても同様に、短期契約で臨時の雇用職員が多いのではないかとと思いますが、入園要件等を緩和した場合、保育士不足の課題も同時に発生してくるものと考えております。

全国的に保育士の方々の悩みとして、責任が重い、賃金が安い、休暇を取りにくい、人間関係に不安がある、体力に不安があるなど多く、いろんな事由が寄せられているのが実態です。

他地域と同様に、本町も保育士の人材確保には苦勞していると思いますが、町では保育士不足についてどの様に考えているのかをお伺いしたいと思っております。

続いて二つ目。大空高等学校交流拠点施設の今後の方向性についてご質問をさせていただきます。

(1)、大空高校の魅力と交流拠点施設の位置づけについて、高校魅力化とはその地域、学校でなければ学べない独自カリキュラム、公営塾の設置、教育寮を通じた人材育成の3本柱で成り立っております。多くの生徒が行きたい、保護者が通わせたい、魅力ある高校にするプロジェクトでございます。大空高校の交流拠点施設は、これらの魅力の3本柱の一つとなっており、魅力化を推進するに当たって、非常に大きな役割を担っている施設であると認識しておりますが、町として交流拠点施設についてどのようにとらえているのかお伺いいたします。

(2)、令和6年度の入寮に係る生徒受け入れについてでございます。本年4月より供用が開始された交流拠点施設ですが、大空高校の開校から2年2カ月が経過し、現場の教職員を初め教育委員会の皆様、また、行政の取り組みによって既に定員に達するほどの成果を上げられており町民として誇らしく思っております。

しかしながら、来年度、令和6年度の入学希望者の募集説明会が今月から始まっております。また8月にはオープンキャンパスも予定されているところでございますが、現在の3年生の入寮生は男女合わせて8名、9名ですが、この生徒たちが卒業後に交流拠点施設に入寮できる1年生は、現在も定員に達していることから必然と9名となると思われます。

令和5年度入寮生が18名、さらに来年度からは受け入れる町外枠の募集定員を昨年度までの30%から50%に拡大する中で、今年度の実績から考えても、町外からの入学希望者が増えることが少なからず予想されており、新しい交流拠点施設では対応できないのではないのではないかと考えているところでございます。

昨年度のふれあいトーク、東藻琴地区ですけども、そういった心配される町民の声に対し、町としては旧東藻琴高校寮の活用を予定しているという回答をされておりましたが、現時点での来年度に向けての対応についてお考えを伺います。

以上です。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 川村議員の一般質問にお答えいたします。

まず、認定こども園利用に係る利用条件の緩和についてであります。

大空町の認定こども園の利用条件につきましては、国の定める基準に沿って保育の必要性の認定基準を定めており、基準に合致した保護者のお子さんが、認定こども園にて、2、満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どもは2号認定。満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子どもにつきましては、3号認定の利用区分として保育を受けています。

認定条件の一つとして、就労時間が1カ月当たり48時間以上という基準がありますので、農家の世帯においては、11月以降の農閑期になると利用できないことがあります。また、現在の認定こども園の利用状況につきましては、認定こども園めまんべつは空きがありません。認定こども園ひがしもことは、0歳児については1名受け入れてきますが、1歳以上のお子さんの受け入れはできない状況でございます。

令和5年3月までに本年度の希望者数に応じて保育教諭の配置を調整しましたが、ご利用を希望された方のうち、何人かはご希望に沿えず町外の保育所等を利用いただいているという現状です。

そのような中、国の動きとしては、今月末にまとめる少子化対策のたたき台に、すべての子育て家庭が親の就労状況を問わず保育所を利用できる制度を創設すると表明いたしました。この制度は仮称こどもだれでも通園制度とされており、6月13日に公表したこども未来戦略方針案の段階では、現行の幼児教育、保育給付に加えて、月一定時間までの利用可能枠を設け、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を創設すると明記されています。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、本年度中にモデル事業を拡充し、2024年度からは本格実施を目指しているということです。これにつきましては情報に注視して、大空町としての対応を検討していかなければならないと考えております。

次に、保育士の雇用に関する課題についてであります。

現在、大空町において、保育ニーズに応えるための保育教諭が十分に確保できていない状況にあります。令和5年度は、特別な支援を要するお子さんの数が多く、クラスごとに保育教諭を配置する際、例年より多く配置して、十分な保育が提供できるよう配慮しています。なお、これは、今年度の状況であり、来年度はまた変動することがあります。

少子化の影響から園児数は年々減少傾向であるため、認定子ども園を運営する社会福祉協議会としても、職員、保育教諭を容易に増やせないというジレンマを抱えながら経営されているものと認識しています。

現在、利用予定園児の人数から想定して保育教諭の採用を計画し、町と社会福祉協議会が協議して予算を計上しておりますが、採用募集を行っても必要とする人数の保育教諭を確保できていないため、園児の受け入れ人数を抑えなければならず、利用を希望する保護者のニーズに十分に答えられていないところであります。

議員がご質問されたとおり、こどもだれでも通園制度創設に伴い、今以上に保育教諭の確保が難しくなっていくことも想定されます。

大空町では、社会福祉協議会と連携協力して、来年度の保育教諭の採用に向けて、7月に北見市で開催されます、福祉職場説明会でのプレゼンテーションに参加する予定であります。社会福祉協議会と一緒に求人情報活動を行っていくことに加え、新たな情報収集しつつ、引き続き人材の確保に努めてまいります。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 ただいま川村議員からご質問がありました大空高等学校交流施設寄宿舎の今後の方向性についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の大空高校の魅力と交流拠点施設の位置づけについてでございます。

大空高等学校交流拠点施設では、公設塾の活動として、4月は開校日10日間

で232名の利用者、5月は活動日20日間で593名の利用者、6月は9日まで開校日7日間で205名の利用者がありました。また、4月から6月9日までの施設内の交流イベントは、22回実施しており、参加人数は449名となっております。

主な交流活動として高校生インターンシップ報告会、Adobe 動画編集講座、地域ごちゃまぜ交流会、さとのば大学発起人会信岡良亮氏ワークショップ、AO入試を突破する為に説明会、高校生カフェ、マーケティング講座などとなっております。

大空高等学校交流拠点施設は、高校生が地域住民や地域社会のさまざまな人、物、事と出会い、交流するための施設として、高校を核とした地域振興の拠点となる施設と考えております。また施設は、生徒の寮としての側面もあわせ持っており、食事、寝床を用意する生活寮としてではなく、生活の中においてリーダーシップやコミュニケーション能力、協調性、異文化、理解力を育む教育寮として大空高校の魅力化の柱であることに間違いないと認識しております。

続きまして2点目の、令和6年度の入寮かかる生徒の受け入れについてであります。

交流拠点施設内の寮は定員40名となっておりますが、現時点での寮生の男子は1年生4名、2年生6名、3年生3名の計13名。女子は1年生14名、2年生6名、3年生5名の25名で、男女で計38名となっております全居室を使用しております。

川村議員からのご質問のとおり、今年度の3年生が卒業後の寮生の女子だけで20名となっております、ここ3年間の大空高校の遠方からの入学者数を考慮したときに、現在の交流拠点施設では受け入れが十分にできないことも想定されます。現段階では、不足となる居室の確保として考えられる現実的な手法として、旧緑友寮の活用を考えておりますがコスト面や運用面を考慮した中で、ほかの方法も模索し、早い段階で方向性をお示ししたいと考えております。

以上、私から1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議長 2番、川村淳議員。

◇川村議員 ありがとうございます。

まず、認定子ども園の利用条件の緩和について再質問させていただきたいと思っております。

先ほどのご説明で、新たなこどもだれでも通園制度について、現段階では今の2号、3号の保育の必要性の認定基準緩和ではなく別枠ということでもいいのか。

また、その新たな利用枠を設けるとしても、いずれにしても保育士の確保が必要になると考えられます。しっかり情報を収集して国の動きに対して、町としても柔軟に対応できるよう準備をお願いしたいと思います。

以上です。

◇議長 松川町長。

◇町 長 はい、川村議員からの再質問にお答えいたしたいと思います。

先ほどの答弁でもふれさせていただきましたけども、現段階ではこどもだれでも通園制度は新たな枠で制度が創設されるという情報でございまして、先ほど申しました現在の2号認定、3号認定、そして、満3歳以上の学校教育のみの就学前の子どもである1号認定、そういった枠組みについては、これまでと同様継続されるものとそのように今のところ私どももそのような認識をしているところであります。

新制度につきましては、引き続き必要な情報収集し、今後示される保育教諭の配置要件や、施設の設備要件などを踏まえて、令和6年度に策定予定であります。令和7年度から11年度までの5カ年の第3期子ども子育て支援事業計画において検討してまいりたいとその様に考えております。

いずれといたしましても、保育教諭の確保につきましては、新たな制度内容踏まえながら、社会福祉協議会及び認定子ども園とも、十分に情報共有し連携して取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

◇議 長 2番、川村淳議員。

◇川村議員 町長ご答弁ありがとうございます。

今後、子どもが実際減っていく中ではございますけども、その受け入れの体制というのは、やはり子ども園2園ございます。子どもが減っていく中でもそういった外から受け入れるような体制も含めて考えていくという事は重要なことだと思いますので、今後ともご尽力いただければと思います。

質問は以上です。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 はい、ありがとうございます。

町民の子どもだけではなく、外から大空町に働きにいられている方、そういった方々のお子様方もできることであれば、町の認定こども園で預けていただけるようにしていきたいところでもありますけども、やはりそれには受け入れ体制、職員の確保というところは何にもまして1番重要なことになってくるかと思っておりますので、今後引き続き社会福祉協議会、そして認定こども園と連携を図りながら確保に努めてまいりたいと思います。

◇議 長 2番、川村淳議員。

◇川村議員 町長ありがとうございます。この件についてはこれで終わりにしたいと思います。

続きまして、大空高校の交流拠点施設の今後の方向性について再質問をさせていただきます。

先ほど教育長ご説明ありがとうございました。それで、僕が思う部分で、寮と

いうのは学年が横断的に生活することで、模範となる先輩との交流、対話を通じた人格教育も大切な要素となっていると思っております。

全国各地のさまざまな背景や文化を持った個性豊かな生徒が大空高校に通学し、地域をテーマに探求する学習を通じ、地元の高校生や地域住民が今までの生活に無かった人材と出会い、学び合うことで、触発されて地域に新たな価値観を生むことに大きな期待を持っております。

また、4月より供用が開始された交流拠点施設を最大限活用するために、さまざまな視点から今後の寮の進め方をご検討いただき、大空高校に行きたいと思われる魅力ある高校となるよう、また、先ほどもお話ししたとおり、8月25日にはオープンキャンパスもあります。これらの学校へも考慮した中で、早い段階で受け入れ体制の方向性を示していただくようお願いしたいと思います。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 ただいまの川村議員からのご質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましても、全国各地のさまざまな背景や文化を持った個性豊かな生徒の多くが大空高校に通学することは、そして、地域をテーマにして探求する学習を通して地元の高校生や地域住民が今までの生活になかった人材と出会い、学び合うそしてその子どもたちが、地域に出ていくということは、地域の皆様にとっても新たな価値観を得ることは大きな期待を持っております。今後の寮の進め方につきましては、各方面からのご意見を参考とし、魅力ある大空高校となるよう取り組みを進めていきたいと思っております。早い段階で皆様方へ提供したいと考えております。

以上ご答弁といたします。

◇川村議員 終わります。

◇議 長 これにて川村淳議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時04分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、5番、鈴木秀之議員の一般質問を許します。

◇鈴木議員 令和5年第2回定例会、通告に従い一般質問させていただきます。

第1項目は、民間活力を生かした行政運営についてです。

地方自治体と民間企業、団体との間での包括連携協定を結び、行政運営に民間活力を活用した行政執行が進められています。

包括連携協定は、地方自治体と民間企業、団体等が持つ専門的な知識、技術、経験等を自治体が抱えている環境福祉、防災、教育、まちづくり等の課題解決に向けて連携して取り組む仕組みであると思います。高度情報化社会においては、行政課題を解決する一つ的手段として、包括連携協定の活用は必要なことであると認識しています。

大空町における包括連携協定による事業展開とその効果等についてお伺いいたします。

まず第1点目として、各包括連携協定による事業運営の状況等、政策分野での連携、効果についてです。各協定による事業の現時点での評価、事業効果があったと認識されておられる事項がありましたらお伺いしたいと思います。

2点目といたしまして、各包括連携協定による事業成果の周知についてです。協定締結については新聞、町広報で公表されておりますし、先ほど町長の行政報告の中にも触れられているところでございます。協定に基づく事業成果等について町民への情報提供について、現状と今後の対応についてのご見解をお伺いいたします。

3点目といたしまして、行政運営の公正、透明性の確保対策についてでございます。民間企業との連携で、公共の福祉の増進を図る観点から、行政運営上公明性が求められると思います。連携先を決める基準はどのような観点からなされておられるのかお伺いします。

4点目といたしまして、今後の包括連携事業展望についてです。現在の協定に基づく事業実施の展望と、今後新たな包括連携協定を活用し、施策の充実を進めるよう検討している分野があるのかをお伺いいたします。

第2の項目は、だれでも楽しく部活動ができる環境作りについてといたしまして、中学校の部活動の地域移行についてお伺いします。

令和4年12月、昨年12月でございますが、スポーツ庁と文化庁から、学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドラインが出されました。文部科学省としては令和5年から7年までを改革推進期間と位置づけ、休日の部活動については地域と連携することや、学校外の多様な地域団体が主体となる地域クラブ活動へ移行することについて、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すよう各自治体に求めています。今年度の教育執行方針にも、地域移行の対応について触れられておりますが、現時点での検討状況について教育長にお伺いしたいと思います。

まず1点目といたしまして、地域特性を考慮した部活動振興策についてです。中学校の生徒数が減っているため、部員が集まらない部活もあり、野球等1チーム当たりの人数が多いスポーツでは、学校単位でのチームづくりが出来ず、複数の学校でのチーム作りをするなど、指導現場での創意工夫により部活動が展開されている現況もあります。練習や試合等で地域間移動の機会もふえ、指導者や保護者の方の負担増加も懸念されます。また、指導者の確保においては、町内での指導者確保が望ましいのですが、種目によっては難しいという状況もあります。こういう地域特性を生かした部活動の展開に向けた教職員、保護者、地域の指導協力者等の連携協力、支援体制づくりについてどのように進めようとしておられるのかお伺いします。

2点目といたしまして、推進計画等の策定についてです。地域移行を進めるため、地域スポーツ、文化芸術環境整備計画の策定というの進めてはどうかとガイドラインに記載もございます。どのような体制で検討を進めようとしておられるのかをお伺いいたします。

以上、通告しております大項目2件の1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

包括連携協定は社会が直面するさまざまな課題に対応するため、協働の取り組みの一つであり、行政は企業等自治体経営のパートナーとして。一方、企業にとっては、企業等の社会的責任、新たな社会的価値を生み出すソーシャルビジネスの活動として位置づけられているのではないかと考えております。

本町における民間企業等との協定は45件ございますが、多くは災害協定として災害が発生した際の避難者の支援、物資の供給、情報の提供等でございます。そのうち包括連携協定につきましては、平成28年に東京農業大学。令和元年に株式会社モンベルと網走信用金庫。令和2年は網走刑務所。令和3年に株式会社北海道エアシステム。令和5年は、いま段階でございますけれども株式会社A I R D O、株式会社L I Aとで合計7件の締結を行っております。

協定の目的、連携事項はさまざまありますが、特定の分野に偏る限ることではなく、まちづくりについて幅広い分野で取り組みを進める連携で、具体的な連携事業は個別協議により決定しています。

1例を申し上げますと、株式会社北海道エアシステムは、大空高等学校の生徒を対象にふるさと教育チャーター事業として、女満別空港発着のオホーツク上空飛行体験の実施と航空に関するお仕事講座を開催しております。高校生に女満別空港を身近なものとして感じてもらい、また地元オホーツクの自然豊かな魅力を探求してもらうことを目的に、上空飛行体験を行っております。上空飛行体験後、運航乗務員、客室乗務員、運航管理者等航空整備士、地上旅客スタッフが高校を訪問して、探求学習事業の地域貢献事業として空港に関するお仕事講座を開催しております。

また、株式会社モンベルは網走湖や藻琴山といった大空町の魅力発信に向けた取り組みを通じ、地域の活性化を図ることを目的に、地域の素材を生かした新たな事業として、自然やアウトドア活動を組み合わせた体験型のイベントを開催しています。

株式会社A I R D Oは空港利用促進限らず、オホーツクエリアの産業や観光の振興、関係人口の創出など具体的な取り組みを目的に、協定締結前ではございましたが、新たな冬のイルミネーションイベントを開催したり、インターネットウエブサイトで大空町の特産品の販売を行うなど、価値創造事業のコーディネートを行っていただいております。

東京農業大学とは、農産物の有効成分を活用した新たな機能性食品の開発に向けた調査を行いました。地域産物を生かした商品開発、地域の担い手の確保や人材育成、まちづくりといった観点から施設の有効利用を含め東京農業大学とさら

なる連携強化につきまして検討しているところでもございます。

いずれといたしましても包括的な連携をすることで幅広い分野における柔軟な協力体制が構築されており、本町取り巻く諸課題への対応、さらなる地域の活性化に気をいただいているものと評価しているところであります。

次に、周知等につきましては協定締結後議会において行政報告、また、町の広報などを通じて説明報告をさせていただいているところであります。さらには新聞報道等で取り上げられた取り組みもあったところであります。

今後におきましては、どのような協定内容で、どのような企業等々包括連携協定の締結を行ったか、そしてどのような活動を行ってきたのかということを改めて大空町の広報やホームページ等で掲載し、情報提供に努めてまいりたいとそうように考えております。

次に、連携先の基準でございますけれども、特に基準というものを、今現在持っているわけではありません。基準というのは特に持つてはございませんけれども、当然公明性に反した協定は何一つ締結していないと、そのように認識しております。

最後に、現在の協定に基づく事業実施展望と、新たな包括連携協定の活用についてでございます。

まず、現在締結している包括連携協定に基づき取り組みを継続し、かつ可能であれば進化、その取り組みを深めていく、そういうことを考えているところであります。新たな包括連携協定の活用につきましては、情報収集に努め、民間活力をまちづくりに生かすため積極的に包括連携協定を締結できるよう取り組みを今後も進めてまいりたいと思います。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 関谷教育長

◇教 育 長 ただいま鈴木議員からご質問ありました、中学校部活動の地域移行についてご答弁申し上げます。

まず、地域特性を考慮した部活動、振興策についてでございます。

学校部活動は体力や技術の向上を図ることはもちろん、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師等の望ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校生活における自主的で多様な学びの場としての意義を果たしております。

しかしながら、少子化が進展するなか、学校部活動が従前同様の体制での運営が難しくなっていること、また、指導者たる教師の専門性や意思に関わらず顧問を努めるという、これまでの指導体制を継続することは学校の働き方改革が進む中、より一層厳しいものとなっております。という事が現状であります。

この様な部活動を取り巻く情勢の中、昨年12月にスポーツ庁と文化庁から、学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドラインが出されました。教育委員会としましては、生徒の豊かなスポーツ、文化、芸術活動を実現するために、活動環境を持続可能なものにするための改革に取り組む必要があると考えております。

本町の中学校の部活動状況といたしましては、生徒数は少子化により減少傾向にあるものの、加入状況、加入率は常に85から90%で推移しており、地域住民並びに保護者の部活動に対する期待は高くなっています。

今年度の女満別中学校の部活動の活動状況は、陸上競技部、女子バスケットボール部、女子バレーボール部、卓球部、吹奏楽部が単独で、野球部が東藻琴中学校と、男子バスケットボール部が美幌中学校と合同となっており、さらに、北見市のサッカー少年団に所属して大会に参加する生徒がおります。

東藻琴中学の部活動の活動状況は、陸上競技部、弓道部、女子バレーボール部が単独で、野球部が女満別中学校と合同となっており、さらに、相撲少年団に所属して大会に参加する生徒がおります。

大空町は町立の高校がありますので、大空高校の活動もちょっと勉強していきたいと思います。大空高校の部活動の活動状況は、陸上競技部、弓道部、卓球部が単独で野球部が斜里高校と美幌高校と合同になっております。さらに、同好会として美術同好会があります。現在、生徒数の減少傾向により各競技団体に必要とされる規定人数に達しない状況が発生、あるいは懸念されており、編成するまで部員が集まらない種目については、町外他校と合同でチームを組み土日の練習や大会に参加している状況にあります。

本町は、昨年生涯学習課社会教育グループを中心に、生涯学習リーダーバンクの登録作業を行っております。このバンクは地域の人材発掘のためのもので、学校部活動における地域指導者の確保に有効であると考えられますが、指導にあたる条件、経費、活動面などで従来教員が指導していた内容と大きく変わることが想定されます。部活動の地域移行は現在近隣市町においても検討段階であり本町としても積極的に情報収集に取り組んでいるところであります。

教育委員会としましては、国の動向を注視しながら、今度の地域移行の協議を進める上で、施設相互利用のハード面とあわせて、人材交流となるソフト面についても、網走市や他町との連携を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、推進計画等の策定についてであります。

市町村は国のガイドライン及び北海道の推進計画を参考に取り組むこととされており、検討が必要と認識ではありますが、先ほど申し上げたとおりまだ情報収集の段階でありますので、具体の案までには至っておりません。協議の場を設け、地域のスポーツ、文化団体、学校、保護者等の関係者からご意見をいただき、さらに、子どもたちにアンケートを実施しながらニーズをとらえながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、私からの1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ご答弁ありがとうございます。

それでは、第1項目のほうから再質問をしていきたいと思います。

包括連携協定につきましては、町長からのご答弁にもありましたが、災害協定それに特化したものと、包括ということで特定の分野に限ることなく住民の生活の幅広い分野において取り組みを進める協定ということで7件あるということで

ございます。各包括連携協定を結んでいる各企業との連絡調整これについて、町から団体、企業団体等に協力していただきたい事項等につきまして、提案をしたり、出されたりしているというふうに思っております。そういう関係で、担当者間でこの協定をどう生かしていくのかというような内部調整がどのように行われているのか、また、町内での情報共有ということについてどのようにされているのか、庁議等で深められているのではないかなという想定でございますが、その件につきましてちょっと確認をさせていただきたいと存じます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 包括連携協定の締結に向けての内部での情報共有といいましょうか、それに関してお答えさせていただきます。

当然包括連携協定を締結する際にはそれぞれの課というか、それぞれの事務の分野で関わりのある企業等との事業の執行であるとか、そういった関係性の中から包括連携協定を締結しましょうかというようなことで、お互いの利害が一致して包括連携協定を締結するものだとそのように考えております。当然包括連携協定というのは、ただ書面で契約してしまえばいいというものではなくて、それに基づいて着実に毎年少しずつ何か事業を行っていく、そういう必要性があるのではないかなと考えておりますので、そういった事業の取り組み、そういったものについては庁内、庁議等において、情報を各課で共有させていただいているところでございます。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。

包括連携協定による事業成果等の周知についてということで、町長のご答弁で広報からホームページ等で周知をしていくということでございます。企業にとっても行政にとっても、両方がウインウインの関係ということになると、あるいはホームページ等でこういう成果がありますよっていうのを伝えてあげますと、民間企業側もこれによって社会貢献をしているということが社会に周知されるということにもございますので、その関係につきまして対応していただけるということもございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それから町政運営上の公明性、透明性ということで、民間企業ですので反対給付とかいうことで、そこで利害が発生するとかいうことになるかどうかという、そういう懸念も生じるわけでございます。連携先を決める基準は、今、内部協議をして対応しているということでございますので、私といたしましては連携協定の基準を明確にするというよりは、こういう検討経過で決めていますよっていう説明責任を果たすシステムというものをお持ちの方がよろしいのではないかなという観点を持っておりますので、その件につきまして、ご見解を確認させていただきたいと存じます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 情報発信でございます。先ほども申しましたように、町のほうでは、今、ホームページ上の中で何処どこの企業と包括連携協定締結していますといったことは、一覧表としてお示ししておりませんので、まずはそういったことをお示しして、そしてさらに加えて、今年度こんな活動したということもあわせて行っていくことで、当然町民の皆様には町の取り組みを知ってもらうことはもちろんでございますけれども、議員のおっしゃるとおり企業側も社会貢献という色合いの強いものであれば、そういった取り組みが公けにされているというところで大変喜ばれている、あるいは包括連携協定を締結した意義というものが見出せるのではないかと思いますので、そういった取り組みについて、これは今後進めてまいりたいと考えております。

先程、要綱等ということでございましたけれども、その公明性の確保、どういった検討を経て包括連携協定に至ったかというところの説明というところでございますけれども、なかなかのそういった部分の説明を町民皆様はどういった形でお知らせすることができるかと、あるいは議員の皆様にお知らせすることができるかというところであります。議員の皆様には各それぞれ所管の委員会等で報告させていただくことは可能かなと思っておりますけれども、町民の皆様には広報やホームページ等でお知らせする方法については、どのような形、一覧表でありましたけれども、その中にこういう経過で町としてこういうメリット、事業主もこういうメリットがあるとか、そういうところをちょっと入れることができればそういったこともあわせてお示ししていきたいなと思っております。

私も担当で1件包括連携協定を締結しました。各市町村が包括連携を締結しているのかなと一度調べてみたことがあるのですが、なかなかホームページ上等で出てこなくて、結局は新聞記事だとかそういったところに行きついてしまって、そこでしかこういう町がこういう協定結んでいるのだということがわからなかったところでもあります。そういったものを含めて町として大空町として、町の包括連携協定状況というようなものをきちっとお示しさせていただきたいと思っております。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員

◇鈴木議員 包括連携協定を協定による行政運営というのは、行政の執行権の範囲内のことですので、民間企業とのやりとりにつきましては、迅速性とか、そういうのも配慮しなければならないと思いますので、余り固めてしまうと動きづらいということもございますので、その辺は町長の町長部局の執行権の範囲内で対応されて、それで十分ではないかなというふうに思っております。

私が申し上げているのは、説明責任を果たせるように準備をしておけばいいなという程度でございますので、余りにも事前に説明をするとか、そういうことではないということでご理解いただきたいと思います。

もう一つは、包括連携をすることによりまして民間企業が持っている情報とかノウハウにつきまして、職員研修の一環としても、職員の方々が最新の情報を得るという点でも大変有効になってくるのではないかなというふうに思っております。連携協定の中にも人材育成とかそういう項目もございますので、定期的に情

報交流をしていくということでございますので、そういうことにつきましても配慮していただいて、情報交流機会の拡充につながるような対応をしていく必要があるのではないかなと考えておりますので、そこら辺のご見解をお聞きしたいと存じます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 事前説明につきましては議員にいただいたように、きちっと説明できるそういった準備のほうをさせていただいて、包括連携協定というのは本当にこちら側がしたいと思っても相手方がまだちょっとという時もありますし、相手側が希望されてもその協定を締結することに町としてメリットだとか意味があるのかというような、そういったこともありますので、ちょっとタイミングというものがありますので、そういったきちんとタイミングを逃すことなく取り組んでまいりたいと思っております。

また、包括連携協定7件、全てやはり人材育成という項目が掲載されております。これは町民という部分の人材もありますけども、当然職員の人材育成というものも含まれているのであると私はそのように思っておりますので、今7件の包括連携協定がございますけども、そういった中で町の職員の人材育成、職員研修等に活用できるようなことがありましたら、積極的に企業等に働きかけて行っていただくと、そのような機会も設けていきたいとそのように考えます。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員

◇鈴木議員 ありがとうございます。今後の包括連携事業の展望についてということで最後にお伺いしたいと思います。

北海道のホームページ等見ますと、ホームページにずら一つと企業名が包括連携している企業名がダラっと出てきております。そういうことも対応としているのだなと、どこが政策、民間の政策と担当していますよというような掲載も見えた覚えがございます。そこら辺の事例もございますので、よろしくお願ひしたいと思います。それから、今後の包括連携といたしまして、持続可能な社会を目指してというようなことで、ゼロカーボンの関係とかいろんな課題があるということでございますので、是非これからのまちづくりの課題につきまして、包括連携、民間の活力を生かした行政運営について進めていただければというふうに思っております。

この件については、以上で質問は終わりたいと思っております。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 今後の包括連携協定の可能性でございますけども、やはり包括連携協定を締結するに際しては、やはり町とかかわりのある企業、そことやはり包括連携協定を締結する先として検討していくということになろうかと思っておりますので、しっかりそういった関係をこれから維持していく、そして新たな企業とも関係を

深めていき、先々包括連携協定を締結できるようなそのような間柄となるという
か、そういった関係性になるように努めてまいりたいと考えております。

町の魅力の創出であったり、地域の活性化、町民サービスの向上等につながる
のが、やはり包括連携協定であるのかなと思っておりますので、そういった包括
連携協定が本町の目指すまちづくり持続可能なまちづくりに大きな力になるとい
うふうな認識でおりますので、今後もそういった思いの中で取り進めていきたい
と思っておりますので、今後ご指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 5 番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 大項目 2 点目の中学部活動の地域移行について、再質問をさせていた
だきたいと思えます。

教育長のご答弁の中にございましたが、やはり地域の実情ということで、チー
ムで行うスポーツ人数不足で大変苦勞していると女満別中学校、東藻琴中学校も
単独での部活動編成と、合同での部活動編成があるという現況でございます。こ
こ 3 年ほどはコロナ禍の中で、部活動が思いどおりできなかった子どもたちがや
っと部活動が出来るようになったという状況の中で、在学中の生徒の活動支援、
現場の方に配慮をしてくださっているというふうに思っておりますが、人を現場
の意見、要望を聞く機会の設定というのをこれから持っていただくということで
ございますので、そこら辺につきまして文科省は 3 年間の移行期間、できるだけ
早期にということでございますが、これはじっくり進めていくべきではないかな
というふうに思っております。そこら辺で今現況の部活動、今の部活動をどう支
援していくのかということがまずは検討課題になるとはないかなというふうに思
っておりますので、そこらへんについての認識につきまして再度確認をさせてい
ただきたいと思えます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 ただいまの鈴木議員からのご質問にお答えいたします。

部活動は生徒のスポーツ、文化、芸術に親しむ機会を確保するとともに、自主
的、主体的な参加による部活動を通じて責任感、連帯感を涵養し、自主性の育成
にも寄与する意義のある活動であります。

一方、経験のない活動を指導せざるを得なかったり、休日も含めた部活動の指
導が求められたりなど、教員にとって大きな負担となっていることも事実です。

少子化の中でも将来に渡り子どもたちがスポーツ、文化、芸術活動に継続して
できる機会を確保することは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上
すると考えております。

地域移行の取り組みにつきましては、まずは地域における現状を把握した上で
指導者の負担軽減、保護者への支援といった観点も含め、地域の子どもたちは地
域で育てるという意識のもと、地域のスポーツ、文化資源を最大限活用しながら
子どもたちのみならず、住民とともに多様で豊かな活動ができるよう最善の施策
を検討してまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 5 番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。

部活動を地域で支えるということでのご答弁ありがとうございます。

私は人材確保の関係で、教育委員会のほうでリーダーバンクというのをされているということでございます。前々から指導者の確保というのが課題だというふうに思っております。合わせまして、競技を支える審判員とか、ボランティアの方々の養成等につきまして、なかなか資格を持っている方が、審判の資格を持っている方の年齢が高く、だんだん競技から離れていくということもございます。父兄の方で審判員の資格を取ってもらうとかをされているようでございます。そういう面で競技を支える審判員の養成とか、資格取得に関する助成制度の充実等につきましてご配慮いただいているということだと思います。今後こういう地域に移行ということが進められる面では、そういう資格取得等の助成制度の充実というのが必要になってくるというふうに思っているところでございます。

それともう 1 点、地域のスポーツ、文化団体の方々の理解を得るということが必要になってくると思います。それぞれの競技団体の指導員、準指導員とかいろいろ指導員もいらっしゃいますが、やはり年齢が高齢化してきて、次の方に要請、指導者を養成することを意識しなければならないという状況にもなっております。そういう面で地域のスポーツ、文化団体との連携協力ということでこの機会に昔から言われておるわけですが、学校教育と社会教育の連携というのが、今まさに重要になってきているのではないかなというふうに思っているところでございます。

先ほど教育長の答弁の中にもございましたが、子ども基本法の関係もございまして、生徒の希望等のアンケートについても検討していくというようなご答弁もございました。ぜひ、そういう関係につきましてもご配慮いただきたいなということで、これをお願いしたいというふうに思っているところでございます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教育長 先ほど助成制度のこともありましたが、やはりこれから子ども達の活動を支えるため、あとは競技を支えるためにはそのような審判員や指導員の充実は大切だと考えております。今後も充実を図ってまいりたいと考えております。

また、部活動の地域移行、将来的に受け皿となる文化及びスポーツに関する団体ですけれども、現在大空町には文化団体に関しては、大空町文化団体協議会に加盟する団体数は 27 団体あり、登録されている会員数は 317 名になります。大空町スポーツ協会に加盟する団体は 22 団体で、登録者数は 733 名となっております。また、スポーツ少年団に登録されている団体は、10 団体で団員数は 133 名で、指導員は 39 名となっております。

また、先ほどお話ししました大空町生涯学習リーダーネットとして町民向けの各種活動に関する指導者や講師等を登録しているデータバンクに 58 の個人及び

団体の登録をいただいているところであります。

部活動の地域移行に関しては、スポーツ協会やスポーツ少年団等に対して情報提供を行っています。一方では各団体においても少子高齢化の影響があり、会員数の減少や指導者の高齢化が課題となっております。将来的な受け皿としての議論に関しては、各団体の現状と意見を踏まえながら慎重に進める必要があると認識しております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 5 番、鈴木議員。

◇鈴木議員 ご答弁ありがとうございました。

今回、1 項目、2 項目と二つの項目につきまして質問をさせていただきました。

二つの項目、町民への情報提供を充実いたしまして我が町の特色を理解、確認してこの町に住んでいる人が、主体的に知恵と工夫をそれぞれ出し合ってまちづくりが必要だという観点で質問させていただきました。やはり、この大空町が持っている特性を生かしてまちづくりを進める、活みなぎるまちづくりの推進を期待いたしまして質問を終わりたいと思います。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 少子化が進む中で、将来にわたり子どもたちがスポーツ、文化活動に継続して取り組む機会を確保し、地域住民と共にスポーツ、文化芸術活動に親しむ場をこれからも提供してまいりたいと考えております。

今後ともご指導賜りますようお願いいたします。

◇鈴木議員 終わります。

◇議 長 これにて鈴木秀之議員の一般質問を終了します。

日程第 5、一般質問を続けます。

次に 7 番、後藤忍議員の一般質問を許します。

◇後藤議員 令和 5 年第 2 回定例会通告に従いまして一般質問を行います。

大項目 1 点目、質問事項はアドベンチャートラベルについてであります。

本年 9 月に札幌コンベンションセンターをメイン会場としてアドベンチャートラベル・ワールドサミットが開催されます。アドベンチャートラベルとは一般的に活動や行動を意味するアクティビティー、自然、異文化体験の三つの要素のうち、二つ以上を組み合わせた旅行形態と定義されています。アドベンチャートラベルの世界市場規模は 70 兆円を超えと言われており、従来の旅行形態と比較して旅行者 1 人当たりの消費額や地域への経済波及効果が大きく、また、ウイズコロナ時代において需要拡大が期待できる観光分野として注目を集めています。

北海道は世界自然遺産の知床を初めとした美しく雄大な自然や豊かな食、アイヌ文化や縄文遺跡群といった北海道独自の文化。サイクリングやカヌー、スキー

といった多様なアクティビティーを楽しめる環境が整っており、オホーツクの空の玄関口である女満別空港を抱える大空町においても、今後の観光、関係人口の増大が期待されるところであります。

質問の１点目といたしまして、現在までの観光振興の状況と課題について伺います。

２点目といたしまして、今後の観光施策の柱の一つとしてアドベンチャートラベルが位置づけられていると考えられますが、町としてはどのような認識及び考え方であるのか伺いたいと思います。

以上２点、町長よりご答弁お願いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 後藤議員の一般質問にお答えいたします。

まずは、現在までの大空町における観光振興の状況と課題についてであります。

本町の観光振興については第２次大空町総合計画、第２期総合戦略、大空町観光振興計画に基づき、四季を通じた体験型観光メニューや各種イベントなどを展開し、観光協会を初めとした関係団体と連携して情報発信も行っております。

新型コロナウイルスが５類に引き下げられたことも相まって、今後、人の動きも活発化され、国内外からの観光客が戻ってまいります。

しかしながら、女満別空港を有しながらも世界遺産知床や阿寒国立公園などへの通過地点としての位置づけが大空町は否めない、そんな状況になっております。昔から指摘を受けているとおり、いかに大空町に滞在、滞留していただくことができるかということが課題となっているところであります。

次にアドベンチャートラベルに対する認識、考え方についてであります。アドベンチャートラベルとは、議員がおっしゃるとおりアクティビティー、自然、異文化体験のうち二つの要素を含んだ旅行形態と言われております。アドベンチャートラベルという名称から想定するとハードな冒険心をそそるようなそのようなアクティビティーがなければならないと思われがちでございますが、実際のところそうした要素がなくても成立します。アドベンチャーを辞書で調べてみますと、冒険以外に珍しい体験、予期せぬ出来事という意味があり、ここで言うアドベンチャートラベルでは、冒険以外の意味が重要とされているのではないかとそのように思います。

北海道、特にオホーツク地域は雄大な自然だけではなく歴史、食文化、産業などさまざまな素材が豊富な地域であります。従来の観光は、その場所で観光客が来るのを待ち一つのアクティビティーを案内するスポット型観光でしたが、これからの新しい形として地域を横断し、自然や農村景観、食、温泉、宿泊そしてアクティビティーをトータルで感じてもらえる形態へと変化させていく必要があるものと考えております。

本町はさきに述べた総合計画、総合戦略、観光振興計画に体験型観光事業者の誘致、人材育成を掲げており、新たなメニュー開発というよりは既存の素材を、この地に住んでいる私たちには日常のありふれた物としてとらえている素材、これらを観光資源として変えることができる人材の育成に力を注いでいく必要があ

るものとそう思うっております。

北海道におけるアドベンチャートラベル政策を受け、単なるアウトドア事業者の誘致、ガイド育成から一步進んでさまざまな素材を組み合わせコーディネートできる人材、コーディネートしたものをきちんと表現できる人材、そして地域の協力者が連携できる仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議長 後藤忍議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時とします。

(休憩 午前11時56分)

(再開 午後1時00分)

◇議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第5、後藤忍議員の一般質問を続けます。
7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい。7番。先ほど町長より現在までの観光振興の状況等課題について伺いました。そんな中において課題に対しましては、空港利用者の町内での滞在時間が短い通過型を、いかに町内に立ち寄らすかが大きな課題であるというお話と広域連携を行っていくということをお聞きしました。現在町としても、大空町体験型観光誘客促進事業実行委員会補助金といたしまして148万3,000円。また、オホーツク地域広域観光周遊促進事業負担金80万円。サイクルアドベンチャーオホーツク推進事業負担金といたしまして100万円と、広域連携その通過型のものをいかに立ち寄らせるかということ、町としても一生懸命行っているということで、今後においても行っていつてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

二つ目は、アドベンチャートラベルの位置づけの町の考え方について再質問させていただきます。

まさに、このアドベンチャートラベルは、三つの要素のうち二つ以上を組み合わせた旅行形態と定義されていると先ほど私陳べさせていただきましたけれども、2024年開通予定の屈斜路カルデラ外輪山トレイルルート、まさにこれは当てはまるアドベンチャートラベルの中心として中心的な事業の役割として行われていくのではないのかなと思いますけども、このトレイルルートの内容を詳しく教えていただきたいと思います。

◇議長 松川町長。

◇町長 ただいまご質問でありました弟子屈、阿寒、釧路への外輪山トレイルルート関係でございます。広域で取り組みを進めていくということでございます。なかなか観光振興というのは単独市、町では完結しない事がほとんどだと思っ

ておりまして、申し上げました屈斜路湖の外輪山トレイルルート協議会、あるいは摩周、阿寒国立公園ロングトレイルルート協議会というのもございます。また、お話のありましたオホーツクサイクルアドベンチャー協会など広域の取り組みも進めていかなければならないと考えております。

それぞれの協会は行政のみならず、観光協会や民間事業者なども参画しておりまして、圏域連携を進める中で本町の誘客を進めてまいりたいと、そのように考えているところであります。なお、屈斜路湖外輪山トレイルルートの具体的な内容については、このあと担当課長より説明させていただきます。

◇議 長 秋葉産業課長。

◇産業課長 屈斜路湖外輪山トレイルルートにつきまして説明をさせていただきますと思います。

トレイルルートにつきましては、現在開発をしているところでございますが、藻琴山の山頂から美幌峠を通りまして、津別峠の展望台までのルートになります。現在、環境省等々と調整をしながら、ルートの草刈り等を進めまして、まだ完全なツアー造成はされておりませんが、3町の大空、美幌、津別の観光協会3町広域で取り組みを進めてまいっております。また、冬期または夏季における災害等、事故等に対応する研修会等も大空町の消防も参加しながら、3町の消防が広域で連携しながら出来る体制の確立等を行っておりまして、議員おっしゃいますとおり2024年に開通をさせてツアーをつくっていただくということで、現在取り組めてございます。

以上です。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい。7番。今、屈斜路カルデラ外輪山トレイルルート開通に関しましてご説明いただきました。災害にも備えた対応を考えて、順次開通に向けて準備を行っているということで、皆さん楽しみにされている方多数。今年9月に行われるワールドサミットでも予定が示され、皆さん楽しみにされていますので、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

再質問させていただきたいと思います。大空町は先ほども申し上げましたとおり、オホーツクの空の玄関口である女満別空港を抱えております。この空港のある優位性を意識した、今後の取り組みについて町はどのようにお考えであるのか伺いたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 本年5月10日オホーツク大空町観光協会を初め、さまざまな立場の方で構成した、大空町体験型観光誘客促進実行委員会というものを立ち上げ、大空町の自然資源、網走湖や藻琴山を活用した四季を通じた体験型観光の誘客を図っていく新たな動きが始まったところであります。

私ども行政の役割は地域にある素材を有機的な連携のもと、新たな観光資源へと変えていく仕組みづくり、地域への経済波及効果の仕組みをつくり出していく、そうした環境を整備していくことが重要ではないかと考えております。

空港からそれぞれのフィールドまでアクセスが近接している本町の地の利を生かし、網走湖でのスタンドアップパドルボート体験や冬季間のアイスフィッシング、結氷した網走湖や雪原でのスノーシュートレッキングなどを試験的に実施しており、本年度も民間事業者と連携して推進してまいります。

オホーツクの空の玄関口である女満別空港を有する本町としての優位性を十分に発揮し、大空町をしっかりとPRし、新たな観光客の誘致と交流人口、関係人口の創出につなげてまいりたいと考えております。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい。7番。今、町長からもお話あったように、これはアクティビティを旅行商品としてわざわざ新たにつくるのではなく、それはアドベンチャーだと感じられるように工夫し、そう感じる人に届けることで十分アドベンチャートラベルになるという記事を見ました。まさにその実行委員会の中で各町村と広域連携を図りながら、自分たちが普段気づかない魅力のあるアクティビティや素材を見つけていただければと思います。

また、このアドベンチャートラベルはガイドが必須であるということですので、この北海道が新たにガイド制度を立ち上げるということですので、ここら辺も町として色々今後対応できるように備えて、いただければと感じております。

最後になります。女満別空港を抱える大空町はオホーツク観光の中心地ではありますけれども、将来的に女満別空港から網走間の北海道横断自動車道の計画がされていることから、今後のまちづくりにおいて、空港利用者の町内での滞在時間が短い通過型をいかに町内に立ち寄らすかが大きな課題であります。これは大空町観光振興計画で指摘されていることでもあります。

令和3年9月に女満別空港周辺整備構想策定業務が行われ、市街地と空港を結ぶ主要道路、道道女満別空港線、都市計画道路332空港通りにおいて、空港を生かしたまちづくりに資する土地利用の将来構想を策定することを目的として調査業務が行われ、その中において、観光ガイドセンター等の観光関係施設やエンドサービス施設等の立地誘導を図るべく、用途地域の見直し等を検討すると示されているところであります。

今後、長期滞在型であるアドベンチャートラベルの旅行形態の需要拡大が見込まれております大空町が、オホーツク観光の中心地として機能し、さらに、管内の中心的役割を発揮できる空港を核としたまちづくりを粛々と進めてきていただきたいと思います。まさに女満別空港周辺整備構想策定業務については、町長が職員時代に担当されていたものであると思います。そこら辺何か今後におきまして、お考えがあるのでしたらお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まずアドベンチャートラベルを実施、推進していくにあたりガイド等の養成というのはどうしても必要になってくるかと思います。このオホーツク地域で自然豊かな場所を散策するだとか、体験する、そういったことは本当に素晴らしい場所であるとともに、危険というのにも存在しておりますことから、やはり適切なガイドの方々に安心、安全にそういったことの体験をさせていただけるという環境は本当に大切であろうかと思いますが、そういったところにつきましても、今の立ち上がりました大空町体験型観光誘客促進実行委員会を含めて、さまざまな機関と連携しながら取り進めてまいりたいとそうように思います。

それともう一つ空港の利用者の滞在、滞留、私も職員時代若い頃から空港を生かしたまちづくりということで、さまざまなご意見、ご議論を当時もされておりました。令和3年に女満別空港周辺整備構想というものを策定させていただきまして、町有地ではないのですけれども、空港線に近接した私有地を活用して何かできないかということで構想をつくりました。その構想の前提にあったのは、議員のおっしゃられるように女満別空港から網走に向けての高規格道路の整備というものが将来計画されるであろうということから、空港からやはり網走までつながってしまうと、大空町になかなか滞在、滞留していただく機会というものがなかなかつくれないということになりますので、では、空港から降りて、大空町の市街を通過して、またどこかのインターで網走市に向かっていただく、そういったことをしていただくためには何か仕掛けというものが需要ではないかということで、構想というものをつくらせていただいたところでもあります。実際には、まず私有地でございますので、どのような形でできるかというところはあるのですけれども、やはり空港を降りて、この町内で何かしらの体験をしていただくそして、そこにできればお金を落とさせていただきたい、そういうような思いを持った中で、今後、空港周辺というところの整備、構想に基づいた事業実施を皆様とともに考えていければなとそうように思っております。

この際、言われておりましたアドベンチャートラベル。昔は本当に体験型観光という事はずっと言われてきたのですけれども、なかなか目をこちらに向けていただけなかったと、大変自然豊かなものはあるのですけれども、そういった目をそういった地域に向けてこられなかった。それから、今、SDGs時代にもあるのかもしれないのですけれども、そういったありのままの自然にきちんと目を向けて、そしてまだヨーロッパの方々ですけども、そういったところに出向いてたくさんのお金をそういった体験に使っていただけるというような時代にこれからますますなってくるであろうと思います。さらには、アジアの方々も含めてそういった流れというのは、これから生まれてくるだろうなと思いますので、このせっかく今盛り上がっているアドベンチャートラベルこれを大空町の中でもしっかりと体験できるそういったメニューを活用して、地域づくりにつなげてまいりたいとそうように思いますので、今後ともご指導、ご鞭撻をいただければと思います。

◇後藤議員 質問終わります。

◇議 長 これにて後藤忍議員の一般質問を終了します。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、9番、上地史隆議員の一般質問を許します。

◇上地議員 はい、9番。通告に従い一般質問に移らせていただきます。

さきにご登壇された議員の方と質問が重なることがありましたら、お許しをいただきたいと思います。

今回の質問はこども基本法にかかわる取り組みについてでございます。

令和5年4月1日、国のこども家庭庁の創設と同時に、こども基本法が施行されました。この法律は次世代の社会を担う全てのこどもが自立した個人として等しく健やかに成長することができ、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法においては、特定の年齢で支援が途切れることのないよう、こどもを特定の年齢では区切らず、心身の発達の過程であるものと広く定義した上で、こどもに関する施策及びそれらと一体的に講ずべき施策に通底する基本理念を定めています。

また、こども政策に関する国、地方自治体の責務及び事業主、国民の協力、こども施策に関する年次報告及びこども大綱の策定などについて定めています。このうち地方自治体に関係する三つのことについて質問をさせていただきたいと思いをします。

まず一つ目は、この法律の第10条、自治体のこども計画の策定について。都道府県は国のこども大綱を勘案し、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれこども計画を定めるよう努めるものとありますが、今後策定する考えはあるのかお考えをお伺いします。

二つ目は、この法律の第13条、第14条、関係機関団体等の有機的な連携の確保について、地方自治体はこども政策の適切な実施のため、こどもに関する支援を行う団体民間団体相互の有機的な連携に努めること、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用を講ずることが規定をされましたが、大空町の各団体との連携体制の現状とはどのような様になっているのかお考えをお伺いします。

三つ目はこの法律の第11条、こどもの意見の政策への反映について、地方自治体が、こども政策の策定・実施・評価をするにあたり、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴き、政策に反映させるために必要な措置を講ずることが義務づけられました。具体的な措置や意見反映の頻度等については、各自治体において、それぞれの施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、判断いただくこととなりますが、大空町は今日までこどもの意見を政策に反映してきたのか取り組みの現状についてお伺いをいたします。

以上で最初の質問とさせていただきます。

◇議長 松川町長。

◇町長 上地議員からの一般質問にお答えいたします。

まず、市町村こども計画の策定の関連についてでございます。

令和5年4月1日に施行されたこども基本法第10条において、議員のおっし

やる通り、市町村こども計画の策定というものは、努力義務として規定されました。市町村こども計画は、国がこども施策を総合的に推進するために策定するこども大綱及び都道府県が国のこども大綱を勘案して、策定する都道府県こども計画を踏まえる必要があります。こども大綱は、従来の少子化社会対策大綱こども・若者育成支援推進大綱及びこどもの貧困対策に関する大綱を一元化し、さらにこども施策を盛り込むこととされ、現在、国レベルで大綱案の作成が進められており、令和5年の秋以降に公表されとの予定となっております。このこども大綱を踏まえて、都道府県こども計画が策定されることとなり、さらに両方を鑑みて、市町村こども計画を策定することとなりますので、現段階においては、まだ必要な情報が少ない段階にあります。なお、こども基本法第10条第5項の規定により、既存の各法令に基づく市町村計画と一体として策定することができるため、本町では、既存の子ども子育て支援計画が令和6年度に策定予定であることから、策定作業の中で、市町村こども計画の策定について検討してまいりたい、そのように考えております。

次に、こども政策の適正かつ円滑な実施のため、関係機関団体等との有機的な連携の確保についてであります。こども基本法第13条において、都道府県及び市町村は医療・保健・福祉・教育・療養等の関係機関相互の有機的な連携の確保に努めるよう規定され、その手段として協議会を組織することができるとされています。なお、新たな協議会の設置を求められているのではなく、個別法に基づき設置されている既存の協議会を活用することも規定されております。

本町においては、子ども子育て支援に関する学識経験者、子ども子育て支援事業の従事者、子どもの保護者、公募の町民からなる、子ども子育て会議の活用を念頭に検討してまいりたい、そのように考えております。

また、情報通信技術の活用等につきましても、どのような活用方策があるのかということをしっかり踏まえた上で、仮に情報技術を活用する、しないに関わらず、積極的な対話連携協力を行いながら、こども施策を推進してまいりたい、そのように考えております。

最後に、子どもの意見等の施策への反映についてであります。この基本法第11条では、こども施策の策定、実施及び評価に当たってこども施策の対象となる子どもまたは子どもの養育者との意見を反映させるために、必要な措置を講ずることとされています。あるいは、義務という形で、努力義務ではなく必ず子どもの意見を反映させるということに一步踏み込んだ規定とされているなど、そのように感じております。町での子どもの意見の反映は過去、第2次総合計画を策定する際に、中学生と高校生が町の将来像について意見交換を行ったこともありますし、子どもたちからの絵画、そういったものを描いていただいたこともあると、そういうように記憶しているところでございます。現段階ではどのような方法で、関係者からの意見を聴取していくかについてはまた何も決めているところではございません。一般的にはアンケートの実施などが考えられるのかもしれませんが、国の大綱、都道府県計画も同様に、子どもや関係者から意見を徴して反映させていくこととなりますので、国、北海道の取り組みを参考に考えてまいりたいそのように考えてございます。

以上、私からの1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 9 番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9 番。1 点目についてですが、町長言われたようにですね、秋に国の大綱それを勘案してですね、都道府県、道がこども計画を作成して、市町村もですね、それら大綱と一緒に勘案して作成するということもお聞きをしました。そしてもう 1 点はですね、第 3 期の大空町の子ども子育て支援事業計画、既存の計画と一体性をもって作成もして良いことは確認をしておりましたので、ぜひですね、私たちの町の現状に沿ったものを策定していただければと思っております。

1 点目についてはこれで終わりたいと思うのですが、2 点目について確認をさせていただきたいと思います。

2 点目についてですね、既存の団体を意見の聴取のですね、方法として活用することも可能だというふうにお聞かせをいただきました。実際にはですね、保護者の方、住民また有識者等ですね、それらを今後とも含めてですね、そのような団体を活用していく中でですね、連携を深めていくと、問題を協議していくということだったと思いますが、この点についてですね、実際に、もう少しですね、子どもを社会全体で支えるという中でですね、中には、提案としてですけど、民生委員、またはですね、児童委員、保護司等ですね、あとは青少年問題関係をする方々等ですね、そういうものを含めて今後ですね活用していくのも、この法律の中でもあるようにですね連携を深めていく、地域社会とですね対話、連携、協同というものが今後大切になってくると。それこそ地域で子どもたちを育てる、問題を協議するという点でですね、このことについてですね、具体的に、今後お考えはないのか改めてお聞かせをさせていただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず、こども基本計画の策定でございますけども、先ほどご答弁の中で、これから策定する子ども子育て支援事業計画の中で考えていきたいというご答弁をさせていただきましたが、これも大綱や都道府県の計画を見て、やはり単独で計画を策定しなければならないようであれば単独で計画いたしますし、子ども子育て支援事業計画の中に包含できるのであれば包含させていきたいと考えております。いずれにしても、きちんとそれらを踏まえて、きちんと何らかの形で計画等に盛り込んでいくように考えてまいりたいと思います。

また、策定に向けてのさまざまな関係機関との意見聴取でございます。今、委員おっしゃいましたように、民生委員、児童委員や保護司そういった方々の意見も聞く必要があるような場面があるのかもしれない。青少年問題協議会だとか青少年健全育成指導委員会、そういったところも同じであると思います。そういったさまざまな子どもに関連している団体、それを狭く捉えるのではなく、広くとらえて、きちんと意見を聞かせていただける、そしてその意見を計画に盛り込んでいく、そのような体制をきちんととってまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 9 番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9 番。2 点目についてもですね、地域で支えるという点で広く関係等ですね、いろいろな方を交えてですね、意見なども集めて問題に当たっていくということなので、2 点目についても、これで結構でございます。

2 点目についてはこれで終わりたいと思うのですが、3 点目です。

3 点目についてであります、子どもの意見を反映ということで政策にですね、町長の説明の中ではですね、第2次総合計画でアンケートを行ったと、さまざまな年代種別ですね、私等もこれについてわかっていますし、総合計画ですね、意見としてですね総合計画10カ年の計画だったと思うのですが、中間見直し5年というのがあるのですが、やはりちょっと意見を聞く機会がまだ少ないのかなと、もう少し具体的にですね聞く機会をつくる必要があるのかなと。例えばですね、意見を聞く取り組みとしてですね、実際に子ども議会とか若者議会とかの取り組みもあると思うのですが、2018年にですね、古いデータではあるのですが、若者の町づくりというNPO法人があるのですがそれでですね、若者またはですね、子ども議会などを行っている自治体が約6割あるということが出ておりました。私たち町でもですね、やはりもう少し具体的に子どもが政策に関与する、絵画とかつくったとかですね、すばらしい取り組みも聞かせていただいたんですが、もう少し具体的にですね、政治にかかわる、政策にかかわる、まちづくりにかかわるということが大切ではないのかなと。実際におもしろい事例として何点か提案したいと思うんですが、愛知県ですね新城市人口4万人以上の町なので、うちの町と比較するのはどうかという意見もあるかもしれませんが、ここはですね16歳から29歳までの若者、子どもに対してですね、委員に委嘱をしてですね、市長の附属機関として若者議会として1年間政策論議を行っていただいて、それで事例としては図書館のリノベーションを行ったと、予算の提案権もあって、1,000万ほどだったのですけれど、そういう取り組みもすごいなと、さすがに1,000万いきなりつけろというわけにはいかないの、少しずつですねかかわる機会をつくっていただければなど、あとせっかくですね、町長のご説明がいただけたと思ったのですけれど、プロトオゾラとかですね、大変すばらしい取り組みで子どもたちの意見っておもしろいなど、高校生のですね、意見を聞く場面もありましたし、実際にですね、これは静岡県の菊川市の取り組みなのですが、地元の高校とフレンドリーシップの協定を結んで、地域の活動に参画をしていただくということもあってですね、私たちの町でもこのような取り組みができないのかと。今の現段階ではですね、新しい考えすぐには出てこないというふうに言われましたが、やはりそのような考えもですね、今後考えるべきだと思いますが、そのことについて、どのようにお考えか改めてお聞かせをいただきたいです。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 これまで、さまざまな町の委員会、会議そういった委員の委嘱の際には、女性や若い世代の意見を反映できるよう努めてきたところであります。

先ほど申しました総合計画の策定時であるとか、あるいは、議員のおっしゃい

ました直近ではプロトオオゾラの取り組み、関係人口の創出をテーマに大空高校生からの意見やアイデアづくりを進め、昨年12月に公開プレゼンテーションを実施したところであります。今後も子どもも社会の一員であるということも基本法の理念のもと、まず、市町村こども計画の策定に子どもや若者の意見を聞く仕組みを検討してまいりたいと考えております。

また、議員からも、二つほど事例を提供いただきましたけれども、全国各地で子どもの意見をまちづくりや政策、さらに予算にまで反映させていくそういった先進的な取り組みもありますが、こども基本法施行に伴い、今後一層さまざまな子どもたちの意見を聞くための取り組みというのが行われていくのではないかなと思っています。

一方で、ただ、子どもたちの意見を聞くだけではなく、どうやって町の施策に反映させていくのか、そういった部分ではさまざまな工夫が必要になってくるのではないかとそのように思います。

大空町でどのような取り組みができるのか、これについてはまだ正直わからないところではありますけども、今後、他の先進的な事例も踏まえながら、子どもや若者の意見を施策に反映させる仕組みについて検討して、子どもが地域づくりのまさに一員だというような思いを持ってもらえるような取り組みを行っていききたいなと、そのように考えております。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 町長が言われたようにですね、さまざまな意見をどうやって取り組んだらいいかと、また先進事例とかもですね、いろいろな町もありますし、ぜひですね参考にしながら行っていただきたいと思いますし、あとですね最後になるのですが、できるだけ若い人また女性とかを入れて委員会等考えたいということを取り組んできたということでありますが、実際にですね、子どもの委員というのも誕生してますし、うちの委員会、審議会においてもですね、やはり、そういうことも若い世代ができるだけ今後もですね反映できるよう取り組んでいただきたいと思いますし、またですね、おもしろい取り組み最後に言うのですが、さまざまですね公共施設、実際に学校とかですね、あとは、子どもたちが利用するスポーツ団体また文化団体とかですね、いろいろな場面においてですね意見を聞く取り組みも行ってますし、先ほど言ったように子ども委員がですね、それこそ児童館のですね選定にかかわるといったおもしろい事例もありますので、今後ですね、先進事例なども見ていただけるということだったので、私たちの町にあった独自のものですね、今後考えていただきたいと思いますけどこれで最後ですね、お考えを何かあればですねお聞かせをいただき、お考えというかですね今後どういうふうに子どもの意見をさらにですね深めていくそのような考えがあればですね、最後にお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 これまで行政の子どもに関する計画であるとか、取り組みに関しては

子ども直接から意見を聞くのではなく、子どもに関係する大人から意見を聞くというような形で取り組んできたのかなと思っております。

今回、このこども基本法の中での子ども、先ほど議員もおっしゃられたと思いますけども、心身の発達の過程にあるものが子どもという形で定義されております。ですから、0歳から高校を卒業するぐらいまで、そこまでのところをここでいう子どもと言っているのかなとは思いますが、そういったさまざまなその幅広い年齢層の中でどのようにその広い年齢層の意見をくみ取っていくかというところは、まだまだ今までやってきていない未知の意見聴取過程かなと思いますので、ただそれはこのこども基本法の中では、そこしっかり踏まえながら施策を推進していくということが定められておりますので、先進事例も含め、できるだけ町のさまざまな施策に子どもの意見、思いそういったものを反映できるようこれからも取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともご指導、ご鞭撻いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 たしかに子ども政策を反映するということはですね、私たち議会にとっても担い手の育成ということで大切な課題だと思いますし、もし何かですね、ご協力ができることがありましたらぜひですね、議会にも図りながら進めていただきたいと思います。やはり自分たちの町は自分でつくったということですね、愛着も湧くし、子どもたちもですね、そのまま町に住みたいという子もこれから増えるかもしれないと、そのように可能性は無限でありますのでしっかりとですね取り組んでいただくようお願い申し上げ、一般質問を終わりたいと思います。以上で終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ありがとうございます。私も同じ思いでありまして、やはりこれからの未来の日本をつくっていくのは、やはり今の子どもたち、さらには、これから生まれてくる子どもたちであろうと思っておりますので、そういった子どもたちが、きちんと地域の中で生活し、学び、そして心身ともに成長して大人になっていくということが何より大切であろうと思っておりますので、今後も教育、そういった子育て、さまざまな分野に対しまして町として一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

◇上地議員 質問終わります。

◇議 長 これで、上地史隆議員の一般質問を終了します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(散会 午後1時39分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 5 年 9 月 21 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 後 藤 忍

署 名 議 員 三 條 幸 夫

令和 5 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 5 年 6 月 1 9 日
- ・ 開 会 令和 5 年 6 月 1 9 日
- ・ 閉 会 令和 5 年 6 月 2 0 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村		淳	8 番	三	條	幸 夫
3 番	福	田	淳	一	9 番	上	地	史 隆
4 番	森	賀	祐	司	10 番	松	岡	克 美
5 番	鈴	木	秀	之	11 番	齋	藤	宏 司
6 番	岩	原		繁	12 番	原	本	哲 己

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会	教育長		
代表	監査委員	農業委員会	会長		
副	町	長	福祉課	長	
総合	支所	長	福祉課	参事	
会計	管理者	産業課	長		
総務	課	長	移住・定住支援室	長	
総務	課	参事	産業課	参事	
総務	課	参事	建設課	長	
総務	課	参事	建設課	参事	
総務	課	参事	住民福祉課	長	
住民	課	長	総務課	主査	
住民	課	参事			
生涯	学習課	長	生涯学習課	参事	
監査委員	事務局	長	選挙管理委員会	事務局	長
農業委員会	事務局	長			

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和5年第2回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和5年6月20日（火） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 同意第3号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第3 同意第4号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第4 同意第5号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第5 同意第6号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第6 同意第7号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第7 同意第8号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第8 同意第9号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 同意第10号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第11号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第12号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第13号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第14号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第15号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第16号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第17号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第18号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第19号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 同意第20号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第20 同意第21号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第21 同意第22号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第23号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第24号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第24 同意第25号 大空町農業委員会委員の任命について
- 日程第25 同意第26号 大空町農業委員会委員の任命について

- 日程第26 議案第31号 物品の購入について
- 日程第27 議案第32号 工事請負契約の締結について
- 日程第28 議案第33号 工事請負契約の締結について
- 日程第29 議案第34号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第30 議案第35号 大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第31 議案第36号 大空町衛星ブロードバンド整備事業分担金条例を廃止する条例制定について
- 日程第32 議案第37号 令和5年度大空町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第38号 令和5年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第39号 令和5年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第40号 令和5年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第41号 令和5年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 発議第7号 大空町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定について
- 日程第38 報告第4号 債権の放棄について
- 日程第39 報告第5号 令和4年度継続費繰越計算書の報告について
- 日程第40 報告第6号 令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第41 報告第7号 令和元年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況について
- 日程第42 報告第8号 令和元年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況について
- 日程第43 報告第9号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川一正	教育委員会教育長	関谷正樹
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木章夫	福祉課長	宮田 栄
総合支所長	菅野洋治	福祉課参事	佐薙清美
会計管理者	阿部雅浩	産業課長 移住・定住支援室長	秋葉暢康
総務課長	林 敏美	産業課参事	中村直樹
総務課参事	佐川雅仁	建設課長	高 昭寿
総務課参事	稲川浩司	建設課参事	山本純生
総務課参事	中村綱希	住民福祉課長	山本 晃
住民課長	星加政志	総務課主幹	齋藤慎吾
住民課参事	砂金英樹		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	井上 透	生涯学習課参事	村山 修
--------	------	---------	------

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川大樹
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	平田義和	書記	見延 洸太
------	------	----	-------

以上のとおり報告する。

令和5年6月20日

大空町議会議長 原本哲己

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会の宣言

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和 5 年第 2 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則 127 条の規定によって、議長において、9 番、上地史隆議員及び 10 番、松岡克美議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 12 名全員で
あります。

本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は一覧表として配付している
とおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合があります
ことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

(石田農業委員会会長退場)

◎日程第 2 同意 3 号から日程第 25 同意第 26 号

◇議 長 日程第 2、同意第 3 号、大空町農業委員会委員の任命についてから日
程第 25、同意第 26 号、大空町農業委員会委員の任命についてまでの 24 件は、
いずれも委員任命同意の議案でありますので、この際、一括議題といたします。
本件について、提案理由の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 皆さんおはようございます。

ただいま一括上程されました同意第 3 号議案から同意第 26 号議案の大空町農
業委員会委員の任命につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律に伴いまして、農業委員の過半数を認定農業者が占
めること。農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない方が生まれ
ることが要件となっているところであります。

本町においては、現在の農業委員会委員が本年 7 月 19 日に任期満了となるこ
とから、本年 3 月 1 日から 3 月 31 日まで、推薦、応募により募集を行ったとこ
ろであります。その結果、大空町農業委員会委員の定数を定める条例第 2 条に基
づく委員定数 24 名に対し、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有

しない方1名、認定農業者の方21名を含む24名の方が推薦されたところであり、その内容を、副町長を委員長とする大空町農業委員会委員選考委員会で審査を行い、候補者全員が適任とされたところでもあります。

本件につきましては、今回推薦された24名の方を新たに農業委員会委員として任命いたしたくご提案申し上げるものでございます。

議案書1ページでございます。同意第3号、大空町農業委員会委員の任命について。

大空町農業委員会委員が令和5年7月19日をもって任期が満了するので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、次の者を委員に任命することについて議会の同意を求める。令和5年6月19日提出、大空町長、松川一正。

記、住所、北海道網走郡大空町女満別西5条3丁目6番5号。氏名、福田重幸。生年月日、昭和29年3月21日。

以降、同意第4号から同意第26号につきましては、前段の文章を省略し、同意を求める者の住所、氏名、生年月日につきまして申し上げます。

なお、ご本人の経歴につきましては、お手元に配付してございます議会定例会参考資料の1ページから47ページに掲載してございます。併せてご覧いただきたいと存じます。

3ページの同意第4号でございます。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴533番地の6。氏名、増子昭雄。生年月日、昭和39年4月16日。

5ページの同意第5号でございます。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴末広187番地。氏名、先崎教之。生年月日、昭和37年3月3日。

7ページの同意第6号でございます。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴山園204番地。氏名、佐久間仁。生年月日、昭和44年12月14日。

9ページの同意第7号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別住吉850番地の1。氏名、高橋敬義。生年月日、昭和42年4月1日。

11ページの同意第8号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別巴沢65番地の1。氏名、小里昭博。生年月日、昭和43年9月17日。

13ページの同意9号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別朝日286番地の4。氏名、佐野一義。生年月日、昭和36年6月18日。

15ページの同意第10号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別中央143番地の4。氏名、中西政克。生年月日、昭和51年5月27日。

17ページの同意第11号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別開陽266番地の8。氏名、渡辺誠。生年月日、昭和42年1月2日。

19ページの同意第12号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別巴沢248番地の1。氏名、上田英樹。生年月日、昭和43年3月23日。

21ページの同意第13号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別湖南93番地の5。氏名、石田正俊。生年月日、昭和36年10月23日。

23ページの同意第14号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別住吉無番地。氏名、追分敏行。生年月日、昭和38年11月25日。

25ページの同意第15号でございます。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴565番地の2。氏名、森英章。生年月日、昭和38年11月26日。

27ページの同意第16号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別本郷242番地の23。氏名、佐々木経一。生年月日、昭和44年5月19日。

29ページの同意第17号でございます。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴明生177番地。氏名、児山高。生年月日、昭和53年2月6日。

31ページの同意第18号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別大成162番地の5。氏名、渡邊恵二。生年月日、昭和42年11月27日。

33ページの同意第19号でございます。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴千草71番地の4。氏名、丹羽真治。生年月日、昭和34年3月4日。

35ページの同意第20号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別豊里416番地。氏名、斎藤宏幸。生年月日、昭和48年2月28日。

37ページの同意第21号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別日進25番地の9。氏名、福田英信。生年月日、昭和41年11月11日。

39ページの同意第22号でございます。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴新富244番地の60。氏名、小川一浩。生年月日、昭和49年3月17日。

41ページの同意第23号でございます。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴大進140番地の2。氏名、遠藤哲也。生年月日、昭和45年10月11日。

43ページの同意第24号でございます。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴西倉183番地の2。氏名、真鍋剛。生年月日、昭和37年1月21日。

45ページの同意第25号でございます。

住所、北海道網走郡大空町東藻琴福富179番地の2。氏名、岡本シゲ子。生年月日、昭和30年3月3日。

47ページの同意第26号でございます。

住所、北海道網走郡大空町女満別日進94番地の5。氏名、古田牧子。生年月日、昭和37年6月10日。

以上、24名につきましては、農業委員会委員として適任者であることから同意を求めるものでございます。

以上、提案理由をご説明させていただきましたので、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第3号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第3号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第4号、大空町農業委員会の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第4号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第5号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第5号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第6号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第6号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第7号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第7号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第8号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第8号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第9号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第9号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第10号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第10号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第11号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第11号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第12号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第12号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第13号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第１３号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第１４号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第１４号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第１５号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第１５号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第１６号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第１６号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第１７号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第１７号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第１８号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第１８号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第１９号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第 19 号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第 20 号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第 20 号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第 21 号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第 21 号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第 22 号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第 22 号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第 23 号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第 23 号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第 24 号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第 24 号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第 25 号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第25号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第26号、大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第26号、大空町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

（石田農業委員会会長入場）

◎日程第26 議案第31号

◇議 長 日程第26号、議案第31号、物品の購入についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。井上生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書49ページでございます。議案第31号、物品の購入について。

次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。令和5年6月19日提出、大空町長、松川一正。

記。1、購入する物品の種類及び数量、スクールバス1台。2、購入の方法、指名競争入札。3、購入の金額、2,299万円。4、購入の相手方、大空町女満別西3条2丁目1番13号、株式会社たいせつ、代表取締役、中山登。

大空町議会定例会参考資料49ページに購入予定車両の概要等を掲載しておりますのでご参照願います。

現在、東藻琴地区で使用中の平成4年度に購入した車両は、購入から30年が経過しており、今後重要物品の交換が必要となる修繕や修繕期間の長期化など、運航体制に支障をきたすことが想定されるため更新しようとするものです。

購入するスクールバスは、全長8.99メートルの中型バスで、座席数は40席となっています。

購入に係る指名競争入札については、令和5年5月23日に実施しております。指名業者につきましては、有限会社秋岡自動車工業、株式会社オート南部、有限会社杉本車両工業、株式会社たいせつ、株式会社マイカーセンター中央、松岡機械販売の6者を指名したところですが、このうち3者が辞退したため、3者で入札を執行し、株式会社たいせつが落札いたしました。

契約の金額は2,299万円、うち消費税及び地方消費税の合計は209万円であり、入札後5月23日付けで仮契約を締結いたしました。納入期限は令和6年3月31日としております。

なお、購入に係る物品売買契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結する予定としております。

以上、提案理由を説明させていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第31号、物品の購入についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第31号、物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第32号

◇議 長 日程第27、議案第32号、工事契約の締結についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。井上生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書51ページでございます。議案第32号、工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。令和5年6月19日提出、大空町長、松川一正。

記、1、契約の目的、女満別小中学校エアコン取付工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、9,647万円。

4、契約の相手方、大空町東藻琴298番地、船橋西川建設株式会社、東藻琴支店、支店長、小原博之。

工事の概要等につきましてご説明申し上げますので、大空町議会定例会参考資料51ページをお開き願います。

本資料については、議案32号、女満別小中学校エアコン取付工事と議案33号、東藻琴小中学校エアコン取付工事について記載し、まとめた資料となっておりますのでご了承ください。

表の上段に契約の概要、下段に工事概要等を示しています。

先に下段の表、工事概要です。工事内容は、女満別小学校の普通教室23箇所、

職員室 2 箇所、校長室 1 箇所及び女満別中学校の普通教室 9 箇所、職員室 2 箇所、校長室 1 箇所にそれぞれエアコンを設置するもので、建築主体工事、電気設備工事及び機械設備工事一式となっています。

近年は、北海道でも 35 度を超える猛暑日が増えてきており、学校における学習環境の改善と児童生徒等の健康保護の観点から、町内の公立小中学校の普通教室にエアコンを設置しようとするものであります。

なお、各保健室につきましては、令和 3 年度に先行して設置済みとなっています。

上段の表、工事契約については、左側が議案第 32 号、本議案で議決を求める女満別小中学校エアコン取付工事です。

請負に係る入札は、令和 5 年 5 月 30 日に指名競争入札により実施しています。

指名競争入札については、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、池田暖房工業株式会社、株式会社三光、株式会社そうけんの 4 者で入札を執行し、入札の結果、船橋西川建設株式会社東藻琴支店が落札したものです。

契約の金額は 9,647 万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は 877 万円となっています。工期につきましては、契約の日から令和 6 年 1 月 22 日までの予定をしています。

なお、当工事契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結する予定です。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 32 号、工事契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 28 議案第 33 号

◇議 長 日程第 28、議案第 33 号、工事請負契約の締結についてを議題とし

ます。

本件について提案理由の説明を求めます。井上生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書５３ページでございます。議案第３３号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。令和５年６月１９日提出、大空町長、松川一正。

記、１、契約の目的、東藻琴小中学校エアコン取付工事。

２、契約の方法、指名競争入札。

３、契約の金額、５，７８６万円。

４、契約の相手方、網走市南７条西４丁目６番地２、株式会社そうけん、代表取締役、中村圭。

さきの議案第３２号と同様となりますが、大空町議会定例会参考資料の５１ページをお開き願います。

工事概要は、東藻琴小学校の普通教室１０箇所、職員室２箇所、校長室１箇所及び東藻琴中学校の普通教室６箇所、職員室２箇所、校長室１箇所にそれぞれエアコンを設置するもので、建築主体工事、電気設備工事及び機械設備工事一式となっています。また、設置の理由等につきましては、議案第３２号において説明したとおりです。

議案第３３号により議決を求める東藻琴小中学校にエアコンを取り付ける工事の工事契約については、上段の表右側に記載しています。

請負に係る入札は、令和５年５月３０日に指名競争入札により実施しています。

指名競争入札については、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、池田暖房工業株式会社、株式会三光、株式会社そうけんの４者で入札を執行し、入札の結果、株式会社そうけんが落札したものです。

契約の金額は５，７８６万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は５２６万円となっています。工期につきましては、契約の日から令和６年１月２２日までの予定としています。

なお、当工事請負契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結する予定です。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 33 号、工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 33 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程 29 議案 34 号

- ◇議 長 日程第 29、議案第 34 号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

- ◇福祉課長 議案書 55 ページでございます。議案第 34 号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 5 年 6 月 19 日提出、大空町長、松川一正。

議案書 57 ページから 58 ページが改正条文でございます。定例会参考資料 53 ページから 57 ページまで、改正条例の新旧対照表を掲載しております。

新旧対照表により改正内容を説明させていただきますので、参考資料 53 ページをお開きください。本年 5 月 19 日に開催しました大空町国民健康保険運営協議会からの答申を受け、本条例における課税限度額及び税率の一部を改正するものです。

このたびの改正は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、課税限度額を国が定める限度額と同額とするために引き上げるものと、令和 5 年度に北海道へ支払う納付金を賄うために、国民健康保険税率を改正するものとなります。

税率を算定するに当たり、令和 12 年度に全道統一となる保険税率に段階的に近づけ、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の賦課区分ごとに適正な税率に改正して必要額を確保することとしております。

参考資料 53 ページの上段からご説明いたします。第 2 条第 3 項は後期高齢者支援金分の課税限度額です。現行 20 万円を 22 万円に引き上げるものです。なお、医療分及び介護納付金分の改正はありません。

続きまして、税率に関する改正をご説明いたします。医療分です。第 3 条第 1 項、所得割額は、現行 100 分の 6.63 を 100 分の 6.70 に引き上げる。第 4 条、均等割額は、現行 2 万 6,400 円を 2 万 6,600 円に引き上げるものです。なお、平等割額については、改正はありません。

後期高齢者支援金分です。第 5 条、所得割額は、現行 100 分の 1.98 を、100 分の 2.50 に引き上げるものです。

53 ページの下段から続いて 54 ページをご覧ください。第 5 条の 2、均等割額は、現行 8,000 円を 8,500 円に引き上げるものです。第 5 条の 3、平等割額は、平等割額の第 1 号、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、現行 8,

7 0 0 円を 9, 0 0 0 円に引き上げ。第 2 号、特定世帯は、現行 4, 3 5 0 円を 4, 5 0 0 円に引き上げ。第 3 号、特定継続世帯は、現行 6, 5 2 5 円を 6, 7 5 0 円に引き上げるものです。

介護納付金分です。第 6 条、所得割額は、現行 1 0 0 分の 1. 2 9 を 1 0 0 分の 1. 7 3 に引き上げ。第 7 条、均等割額は、現行 1 万 1, 8 0 0 円を 1 万 1, 6 0 0 円に引き下げ。第 7 条の 2、平等割額は、現行 7, 8 0 0 円を 7, 6 0 0 円に引き下げるものです。

5 4 ページ下段からは、保険税の減額に関する規定でございます。低所得世帯に対する保険税の軽減を図るため、世帯主や被保険者の所得の合計が一定以下の場合に、保険税の均等割額と平等割額について、7 割、5 割、2 割の軽減を行うものです。

第 2 1 条第 1 項、後期高齢者支援金分の課税限度額について、現行 2 0 万円を 2 2 万円に引き上げるものです。

5 5 ページをご覧ください。同号第 1 号は、7 割軽減でございます。ア、医療分の均等割額は、現行 1 万 8, 4 8 0 円を 1 万 8, 6 2 0 円に引き上げ。後期高齢者支援金分の均等割額は、現行 5, 6 0 0 円を 5, 9 5 0 円に引き上げるものです。後期高齢者支援金分の平等割額において、（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、現行 6, 0 9 0 円を 6, 3 0 0 円に引き上げ。（イ）特定世帯は、現行 3, 0 4 5 円を 3, 1 5 0 円に引き上げ、（ウ）特定継続世帯は、現行 4, 5 6 8 円を 4, 7 2 5 円に引き上げるものです。オ、介護支援金分の均等割額は、現行 8, 2 6 0 円を 8, 1 2 0 円に引き下げるものです。カ、介護納付金分の平等割額は、現行 5, 4 6 0 円を 5, 3 2 0 円に引き下げるものです。同項第 2 号は 5 割軽減です。ア、医療分の均等割額は、現行 1 万 3, 2 0 0 円を 1 万 3, 3 0 0 円に引き上げ。ウ、後期高齢者支援金分の均等割額は現行 4, 0 0 0 円を 4, 2 5 0 円に引き上げるものです。

5 6 ページをお開き願います。エ、後期高齢者支援金分の平等割額において、（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、現行 4, 3 5 0 円を 4, 5 0 0 円に引き上げ。（イ）特定世帯は、現行 2, 1 7 5 円を 2, 2 5 0 円に引き上げる。（ウ）特定継続世帯は、現行 3, 2 6 3 円を 3, 3 7 5 円に引き上げるものです。オ、介護納付金分の均等割額は、現行 5, 9 0 0 円を 5, 8 0 0 円に引き下げ。カ、介護納付金分の平等割額は、現行 3, 9 0 0 円を 3, 8 0 0 円に引き下げるものです。同項第 3 号は 2 割軽減です。ア、医療分の均等割額は、現行 5, 2 8 0 円を 5, 3 2 0 円に引き上げ。ウ、後期高齢者支援金分の均等割額は、現行 1, 6 0 0 円を 1, 7 0 0 円に引き上げるものです。エ、後期高齢者支援金分の平等割額において、（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、現行 1, 7 4 0 円を 1, 8 0 0 円に引き上げ。（イ）特定世帯は現行 8 7 0 円を 9 0 0 円に引き上げ。（ウ）特定継続世帯は、現行 1, 3 0 5 円を、1, 3 5 0 円に引き上げるものです。オ、介護納付金分の均等割額は、現行 2, 3 6 0 円を 2, 3 2 0 円に引き下げ。カ、介護納付金分の平等割額は、現行 1, 5 6 0 円を 1, 5 2 0 円に引き下げるものです。

5 7 ページをお開き願います。同条第 2 項、未就学児分の均等割の第 1 号医療分です。ア、7 割軽減の世帯は、現行 3, 4 8 0 円を 3, 9 9 0 円に引き上げ。

イ、5割軽減の世帯は、現行5,800円を6,650円に引き上げる。ウ、2割軽減の世帯は、現行9,280円を1万640円に引き上げ。アからウまでに掲げる世帯以外の世帯は、現行1万1,600円を1万3,300円に引き上げるものです。第2号、後期高齢者支援金分です。ア、7割軽減の世帯は、現行1,290円を1,275円に引き下げ。イ、5割軽減の世帯は、現行2,150円を、2,125円に引き下げ。ウ、2割軽減の世帯は、現行3,440円を3,400円に引き下げ。エ、アからウまでに掲げる世帯以外の世帯は、現行4,300円を4,250円に引き下げるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することといたします。

適用区分として附則第2項で、改正後の大空町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第34号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第35号

◇議 長 日程第30、議案第35号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書59ページでございます。議案第35号、大空町特定教育・保

育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和5年6月19日提出、大空町長、松川一正。

議案書61ページが改正条文でございます。定例会参考資料59ページから61ページまで、改正条例の新旧対照表を掲載しております。

新旧対照表により改正内容を説明させていただきますので、参考資料59ページをお開きください。

こども家庭庁設置法等の整備に関する法律等の施行に伴いまして、関係府省令の一部改正が本年4月1日に施行され、所管省庁が変わったことのほか、本条例において文言、引用条項を整備するため一部改正を行うものです。

改正する条例は、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例と、大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例を定める条例の二つの条例であり、一括の改正条例としています。

59ページの上段からご説明します。大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正です。

第15条第1項第4号において、現行厚生労働大臣を内閣総理大臣に改正するものです。

60ページをお開きください。第35条第3項において、現行同項第2号を同条第2号に改正し、第37条第1項において、現行同省令を同令に改正し、第44条において、現行厚生労働大臣を内閣総理大臣に改正するものです。

61ページをお開き願います。大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正です。

第25条、現行厚生労働大臣を内閣総理大臣に改正するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって議案第35号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第36号

◇議 長 日程第31、議案第36号、大空町衛星ブロードバンド整備事業分担金条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。稲川総務課参事。

◇総務課参事 議案書63ページをご覧ください。議案第36号、大空町衛星ブロードバンド整備事業分担金条例を廃止する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和5年6月19日提出、大空町長、松川一正。

65ページは廃止文でございます。大空町衛星ブロードバンド整備事業は、平成21年度地域情報通信基盤整備推進事業整備推進交付金を活用し、地域情報格差の是正、地域経済活性化を図るため、人工衛星を利用した高速情報通信機器を整備したもので、当該事業に要する費用の一部を利用者から分担金として徴収するために制定したものでございます。

令和2年度、高度無線環境整備推進事業を活用し、大空町市街地以外の全ての地域への光ファイバー網の整備が完了したことに伴いまして、光回線によるインターネット通信、インターネット接続サービスが令和3年4月19日から開始されたところでございます。このことから、大空町衛星ブロードバンド整備事業による新たな整備の必要がないということから、本条例について廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたします。

以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号、大空町衛星ブロードバンド整備事業分担金条例を廃止

する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第36号、大空町衛星ブロードバンド整備事業分担金条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第37号

◇議 長 日程第32、議案第37号、令和5年度大空町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書67ページでございます。議案第37号、令和5年度大空町一般会計補正予算（第3号）。

令和5年度大空町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,519万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億2,222万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の追加は、第2表、地方債補正による。

一時借入金。第3条、一時借入金の借り入れの最高額に980万円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を16億2,980万円とする。令和5年6月19日提出、大空町長、松川一正。

69ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

15款、国庫支出金に3,057万2,000円追加。16款、道支出金から303万5,000円減額。19款、繰入金から2億8,891万円減額。20款、繰越金に2億1,974万9,000円追加。21款、諸収入から337万2,000円減額。22款、町債に980万円追加。歳入合計は3,519万6,000円を減額し、92億2,222万9,000円とするものです。

70ページをお開き願います。歳出です。

2款、総務費に71万3,000円追加。3款、民生費に1,692万6,000円追加。4款、衛生費に31万8,000円追加。6款、農林水産業費に1,285万6,000円追加。7款、商工費に215万3,000円追加。8款、土木費から800万1,000円減額。9款、消防費から861万7,000円減額。10款、教育費に704万3,000円追加。12款、職員給与費から5,858万7,000円減額。歳出合計は3,519万6,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

71ページをご覧ください。第2表、地方債補正、1、追加です。

河川整備事業債は、河川護岸ブロックの改修などに係る工事の財源といたしま

して、地方債を借り入れたため、限度額 9 8 0 万円を追加します。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、7 8、7 9 ページをお開き願います。

2 款 1 項 5 目、会計管理費の 1 3 節、W e b バンキングシステム使用料 1 万 6, 0 0 0 円は、役場と金融機関を通信回線で結び振り込みなどの業務を行うものです。

1 0 目、住民活動費の 1 0 節、修繕料 6 9 万 7, 0 0 0 円は、大東公民館の床下を修繕するものです。

3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費の 2 7 節、国民健康保険事業特別会計繰出金 7 4 9 万 8, 0 0 0 円の減額は、被保険者数が見込みより減少したことによるものです。次の価格高騰重点支援事業、1 0 節、需用費から 1 8 節、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金まで総額 2, 4 4 7 万 4, 0 0 0 円の追加は、エネルギー、食料費などの物価高騰による影響を踏まえまして、住民税非課税世帯等の生活を支援するものです。

2 目、老人福祉費の 2 7 節、介護サービス事業勘定特別会計繰出金 2 3 万 7, 0 0 0 円の減額は、前年度繰越金の計上などに伴うものでございます。

2 項 4 目、児童福祉施設費の 1 0 節、修繕料 1 8 万 7, 0 0 0 円は、めっちゃいるど館の暖房設備に不具合がありますことから修繕するものです。

4 款 1 項 2 目、予防費の 1 2 節、接種円滑化委託料 7 8 1 万円は、新型コロナウイルスワクチン接種に係るものです。

3 目、環境衛生費の 2 7 節、簡易水道事業特別会計繰出金 7 7 1 万 5, 0 0 0 円の減額は、職員の 4 月 1 日付け人事異動に係る人件費のほか、繰越金の計上に伴うものでございます。

2 項 1 目、塵芥処理費の 8 節、8 1 ページに移りまして、1 行目、普通旅費 2 1 万 4, 0 0 0 円と次の 1 3 節、高速道路通行料、自動車駐車料合わせて 9, 0 0 0 円の追加は、広域での一般廃棄物中間処理施設の整備に係るものです。

6 款 1 項 3 目、農業振興費の 1 4 節、地場特産品提供室エアコン改修工事 2 0 5 万 5, 0 0 0 円の追加は、メルヘンカルチャーセンターのエアコンが故障したことによるものです。次の 1 7 節、大型冷凍冷蔵庫 9 3 万 5, 0 0 0 円は、同じくメルヘンカルチャーセンター農産加工実習室の冷凍冷蔵庫が故障しましたことから更新するものです。

5 目、農地費の 1 4 節、河川改修工事 9 8 6 万 6, 0 0 0 円は、女満別川の護岸ブロックが崩壊するなどしておりますことから改修するものです。

7 款 1 項 2 目、観光費 1 2 節、湖畔園地枯木伐採委託料 4 5 万 4, 0 0 0 円は、女満別湖畔園地内におきまして、倒木の危険がある樹木を伐採するものです。次の 1 8 節、オホーツク大空町観光協会補助金 1 6 9 万 9, 0 0 0 円は、人事異動に係る職員人件費の増です。

8 款 4 項 1 目、下水道費の 2 7 節、下水道事業特別会計繰出金、8 0 0 万 1, 0 0 0 円の減額は、主に前年度繰越金の計上に伴うものです。

9 款 1 項 2 目、常備消防費の 1 8 節、網走地区消防組合大空消防署費負担金 8 6 1 万 7, 0 0 0 円の減額は、退職手当組合の負担金が職員の定年延長制度導入

によりまして減額となったことによるものです。

10款2項2目、教育振興費の17節、教材備品費161万円と、次の3項2目17節、同じく教材備品259万3,000円は、このたび寄附をいただきましたことから追加するものです。

82、83ページでございます。4項1目、高等学校管理費の7節、高校サミット参加報償費60万円、10節、消耗品費42万3,000円、17節、管理備品198万3,000円は、こちらも寄附がありましたことから追加するものです。

2目、教育振興費、大空高等学校魅力化推進事業8節、旅費から17節、備品購入費まで総額22万5,000円の減額。

さらに、4目、寄宿舍費の17節、管理備品144万7,000円の減額は、当初見込んでおりました国からの補助が対象外となったことによるものです。

5項1目、社会教育総務費の8節、普通旅費5万4,000円は、大空高校女満別キャンパスの利用協議に係るものです。

5目、社会教育施設費の研修会館管理費、二つ飛びまして14節、研修会館改修工事に332万円の追加は、雨漏りにより施設の利用に支障をきたしておりますことから改修するものです。戻りまして10節、修繕料42万1,000円と12節、研修会館基本設計業務委託料660万円の減額は、次の○、社会教育施設整備事業の7節、報償費から85ページに移りまして13節、使用料及び賃借料まで総額515万3,000円といたしまして、社会教育施設の基本構想を新たに策定する業務を行うこととするものです。

12款1項1目、職員給与費の2節、給料953万6,000円。3節、職員手当等742万1,000円。4節、共済費246万2,000円の減額は、人事異動によるほか育児休業の取得などによるものです。18節、職員退職手当組合負担金3,268万5,000円と、次の大空高等学校職員給与費の18節、同じく退職手当組合負担金274万円の減額は、定年延長制度の導入によりまして、退職は隔年となりますことから、負担金の額が減額となるものです。

2目、会計年度任用職員費の町道維持補修事業に係る給与費、201万円の減額は、退職手当組合負担金の率の変更となったことによるものです。次の女満別小学校管理費に係る給与費、総額112万5,000円の減額は、補助教諭の任用を踏まえ、人件費を整理するものです。1番下の○になります。大空高等学校魅力化推進事業会計年度任用職員給与費60万8,000円の減額は、先ほどと同様に退職手当組合負担金率の変更によるものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、76、77ページをお開き願います。

15款1項2目1節、国民健康保険基盤安定負担金157万1,000円の減額は、保険税軽減分の対象者が減少したことによるものです。

2項3目1節、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金781万円は、ワクチン接種に係る国からの補助金です。

6項1目1節、地方創生支援事業費補助金14万1,000円は、大空高校の魅力化推進などに係る国から補助がありますが、補助対象経費の精査によりまして減額となるものです。

8項1目1節、地方創生臨時交付金に2,447万4,000円は、物価高騰

を踏まえ住民税非課税世帯等を支援する給付金に係るものです。

16款1項1目1節、国民健康保険基盤安定負担金303万5,000円の減額は、軽減対象者が減少したことによる北海道負担金の減です。

19款1項1目1節、財政調整基金繰入金から2億5,545万2,000円の減額と、次の2目1節、公共施設等整備基金繰入金から3,345万8,000円の減額は、今回補正の財源調整によるものです。

20款1項1目1節、前年度繰越金に2億1,974万9,000円は、繰越金全額を計上するものです。

21款4項11目1節、備荒資金組合超過納付金返還金、706万8,000円の減額は、今回補正の財源を踏まえまして取り崩しをやめるものです。次の公共組合等負担金194万6,000円の追加は、公益法人などへの派遣職員に係るものですが、人事異動により増額となるものです。低所得世帯臨時特別給付金支給事業事務委託金25万円は、物価高騰などを踏まえ、低所得世帯を支援する北海道の事業に係るものです。河川整備事業負担金150万円は、女満別川の護岸などを改修する工事に係るものです。

22款の町債につきましては、第2表、地方債補正で説明したとおりですので省略をさせていただきます。

以上、補正予算の概要につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 議案第37号の議案審議中ですが、10分間休憩とします。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前11時11分)

(再開 午前11時19分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第37号の議案審議を続けます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、三條幸夫議員。

◇三條議員 8番。81ページの湖畔管理事業、湖畔園地枯木伐採委託料のことについて教えていただきたいと思いますけれども、今回は45万4,000円の補正ですとなっていますけれども、湖畔園地の枯れ木は絶えず、毎年様に出てきていると思うのですけれども、当初予算で計上していないで、今回の補正という事だと思うのですけれども、今後やはり、住民から枯木があるよと言われたときにすぐに対応出来る様な形をとっておくべきだと思いますけれども、その辺の考え方をちょっと聞かしてほしいと思います。

◇議 長 秋葉産業課長。

◇産業課長 三條議員のご質問にご答弁をいたします。

湖畔園地につきましては、これからのシーズン多くの家族連れ、キャンパーが訪れる場所でございます。国定公園に指定されていますことから、伐採についても、北海道、総合振興局の環境生活とかのとの協議が必要でございます。

議員ご指摘ありましたように、逐次担当課におきまして、危険木等の点検は実施してございます。ただ、本年４月にニュースでも報道されましたが、神奈川県相模原市キャンプ場で、倒木によって死亡事故がございましたので、それを受けて、オホーツク総合振興局の方と共に現地を再度確認いたしまして、大きな危険木についての伐採の了解を得たということで、今回補正をさせていただいてございます。なお、簡易的な伐採できるもの、担当課において逐次点検はしてございますので、自分たちで切れるものについては、伐採をしております。補正をお認めいただきましたら、本格的なシーズンに入る前に早急に対応してまいりたいと思いますし、今後も適宜、そのような状況であれば対応していくということで考えてございます。

以上です。

◇議 長 ８番、三條幸夫議員。

◇三條議員 はい、８番。そういうことであればですね、よろしいかと思えますけれども、春先から毎年において、住民の方から、シラカバが風化して倒れて危険だから切ってほしいという要望をするけれども、なかなか予算がないというふうに言われている。という様な事を言われてきておりますので、今後においては、できるだけそういうことないように対応をお願いしたいと思います。

以上です。

◇議 長 秋葉産業課長。

◇産業課長 議員ご指摘のとおり、近隣の住民からも色々な意見を寄せられております。適宜対応してまいりますよう努力してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

◇三條議員 終わります。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。５番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ５番。８１ページでございますが、教育費の中で、女満別小学校の教材費、それから女満別中学校の教材費ということで、寄附があったということでの教材備品ということになってございますが、内容等につきまして、すでに対応等が決まっているのであればちょっと教えいただきたいと思います。

◇議 長 井上生涯学習課長。

◇生涯学習課長 ただいま鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

女満別小学校と女満別中学校の楽器の更新にということで寄附をいただいております。小学校、中学校とも協議をし、どの様な楽器を更新するかということで決定をさせていただきまして、女満別小学校につきましては、当初予算で見ていたコルネットに加えまして、ハーモニーディレクター、コンサートバスドラム、コンサートスネアドラム、低音オルガン、ティンパニー２台。女満別中学校につきましては、当初予算で見ておりましたホルンに加えまして、クラリネット３本、フルート２本、チューバ、バリトンサクソフーン、テナーサクソフーンを購入するということで、今回補正をさせていただくものでございます。

楽器につきましては、補助金がないということで、単費での購入を年次的に計画しておりましたが、このたび寄附を受けたということで、前倒しをして購入させていただくものでございます。

以上、ご説明させていただきましたので、ご理解くださいますようよろしくお願いいたします。

◇鈴木議員 終わります。

◇議 長 ほか、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第３７号、令和５年度大空町一般会計補正予算（第３号）を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第３７号、令和５年度大空町一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３３ 議案３８号

◇議 長 日程第３３、議案第３８号、令和５年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書９３ページでございます。議案第３８号、令和５年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）。

令和５年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３７３万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１１億２，９８９万６，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。令和５年６月１９日提出、大空町長、松川一正。

議案書９５ページでございます。第１表、歳入歳出予算補正、歳入です。

１款、国民健康保険税から６１９万６，０００円を減額。２款、国庫支出金に９万４，０００円を追加。５款、繰入金から７４９万８，０００円を減額。６款、繰越金に１，７３３万２，０００円を追加。歳入合計は３７３万２，０００円を追加し、１１億２，９８９万６，０００円とするものです。

９６ページをお開き願います。歳出です。

１款、総務費に９万４，０００円を追加。５款、財政調整基金費に３６３万８，０００円を追加。６款、国民健康保険事業費納付金は、財源振りかえのため、補正額は０円とし、歳出合計は３７３万２，０００円を追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より申し上げますので、１０２、１０３ページをお開き願います。

１款１項１目、一般管理費の１０節、印刷製本費に９万４，０００円の追加は、マイナンバーカードと国民健康保険証を一体化周知用のリーフレットの購入費用を追加するものです。

５款１項１目、財政調整基金費の２４節、国民健康保険基金積立金に３６３万８，０００円の追加は、今回の補正予算の財源調整として追加したものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、１００ページ、１０１ページをお開き願います。

１款１項１目、国民健康保険税の１節、医療給付費現年課税分から１，３１５万３，０００円を減額。２節、介護納付金現年課税分に１５７万３，０００円を追加。３節、後期高齢者支援金現年課税分に５３８万４，０００円の追加は、先ほど議案第３４号でご提案申し上げた新たな課税限度額及び税率に基づいて積算した結果、合計では６１９万６，０００円を減額するものです。

２款１項２目、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の１節、社会保障税番号制度システム整備費等補助金に９万４，０００円の追加は、歳出で説明しましたマイナンバーカードと健康保険証一体化に関する周知費用に対して交付される補助率１０分の１０の補助金です。

５款１項１目１節、一般会計繰入金から７４９万８，０００円の減額は、保険税額本算定のための試算の結果、基盤安定保険弱者支援分、軽減補填分、未就学児均等割軽減補填分について、当初予算計上時の見込み額を下回ったため減額するものです。

６款１項１目１節、前年度繰越金に１，７３３万２，０００円の増額は、令和４年度分からの繰越金を計上するものです。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第38号、令和5年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第38号、令和5年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第34 議案第39号

◇議 長 日程第34、議案第39号、令和5年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。佐藤福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書105ページをお開きください。議案第39号、令和5年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)。

令和5年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ654万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和5年6月19日提出、大空町長、松川一正。

107ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

2款1項、一般会計繰入金から23万7,000円を減額。3款、繰越金に31万7,000円を追加し、歳入合計は8万円を追加し654万2,000円とするものです。

108ページをお開きください。歳出です。

1款1項、介護予防支援事業費に8万円を追加し、歳出合計は、歳入合計と同

額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明いたしますので、114、115ページをお開きください。歳出です。

1款1項1目、介護予防支援事業費、職員給与等の2節、給料の一般職給に40万6,000円の追加。3節、職員手当等の一般職手当から18万7,000円の減額。4節、共済費、地方公務員共済組合負担金に3万7,000円の追加。

18節、負担金補助及び交付金、退職手当組合負担金から17万6,000円の減額でございます。本年4月1日付け人事異動に伴い、職員給与等の減額及び追加をするものです。

続きまして、歳入のご説明申し上げますので112、113ページをお開きください。

2款1項1目1節、一般会計繰入金から23万7,000円の減額は財源調整のためによる減額になります。

3款1項1目1節、前年度繰越金に31万7,000円の追加は、前年度事業確定に伴う繰越金を追加するものでございます。

以上補正予算の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号、令和5年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第39号、令和5年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第35 議案第40号

◇議 長 日程第35、議案第40号、令和5年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書 119 ページでございます。議案第 40 号、令和 5 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 5 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 102 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 4,339 万 8,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 5 年 6 月 19 日提出、大空町長、松川一正。

121 ページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入です。

2 款、繰入金から 771 万 5,000 円を減額。3 款、繰入金に 669 万 2,000 円を追加。歳入合計から、102 万 3,000 円を減額し、歳入総額を 3 億 4,339 万 8,000 円とするものです。

122 ページをお開き願います。歳出です。

1 款、総務費から 102 万 3,000 円を減額し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出からご説明いたしますので、128、129 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目、職員給与等 2 節、給料から 18 節、負担金補助及び交付金までの合計で 102 万 3,000 円の減額は、令和 5 年 4 月 1 日付けの人事異動等と退職手当組合の負担率の変更によるものでございます。

続きまして、歳入のご説明をいたしますので、126、127 ページを、お願いいたします。

2 款 1 項 1 目 1 節、一般会計繰入金から 771 万 5,000 円の減額は、補正予算の財源調整のため変更するものでございます。

3 款 1 項 1 目 1 節、前年度繰越金に 669 万 2,000 円の追加は、令和 4 年からの繰越金が確定したことによるものでございます。

以上、補正予算の概要につきましてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 40 号令和 5 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1

号)を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第40号、令和5年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第36 議案第41号

◇議 長 日程第36、議案第41号、令和5年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書133ページでございます。議案第41号、令和5年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

令和5年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ61万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,542万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出補正予算による。令和5年6月19日提出、大空町長、松川一正。

135ページをお開き願います。第1表、歳入歳出補正予算。歳入です。

5款、繰入金から800万1,000円の減額。6款、繰越金に739万円を追加。歳入合計から61万1,000円の減額し、歳入合計を3億9,542万9,000円とするものです。

136ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費から61万1,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明をいたしますので、歳出からご説明いたします。142ページ、143ページをお開きください。

1款1項1目、職員給与費等18節、負担金補助及び交付金61万1,000円の減額は、退職手当組合の負担率の変更によるものです。

続きまして、歳入のご説明をいたしますので、140ページ、141ページをお開き願います。

5款1項1目1節、一般会計繰入金から800万1,000円の減額は、補正予算の財源調整のため変更するものです。

6款1項1目1節、前年度繰越金に739万円の追加は、令和4年度からの繰越金が確定したものであるものでございます。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第41号、令和5年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第41号、令和5年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第37 発議第7号

◇議 長 日程第37、発議第7号、大空町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。9番、上地史隆議員。

◇上地議員 議会側議案の1ページをお開きください。発議第7号、大空町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定について。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和5年6月20日提出、提出者、大空町議会議員、上地史隆、松岡克美、三条幸夫、後藤忍、鈴木秀之の各議員でございます。

3ページは改正条文となっております。

今回の一部改正の目的ですが、大空町議会傍聴規則については、平成18年5月に制定施行しており、これまで3回の一部改正が行われております。

第7条に傍聴席に入ることができないものとして各項規定されていますが、第4項の児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではない。の規定につきましては、近隣の町議会において、本町と同様な規定がありますのが置戸町のみであり、その他の町議会では、当該規定そのものが削除されていることから、今般、本町におきましても、第4項の規定そのものを削除しようとするものです。

それでは内容等につきましてご説明申し上げますので、別冊の大空町議会定例会参考資料の1ページをお開きください。

参考資料1ページ、大空町議会傍聴規則の一部を改正する規則新旧対照表です。右側が改正前の規則、左側が改正後の規則となっております。

第7条第4項、児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。を、削除するものです。

最後に附則として、この条例の施行期日は令和5年6月21日より施行予定としております。

以上、提案理由についてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第7号、大空町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第7号、大空町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第38 報告第4号

◇議 長 日程第38、報告第4号、債権の放棄についてを議題とします。
松川町長から、お手元に配付しているとおり、債権の放棄について報告がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。星加住民課長。

◇住民課長 議会提出議案書5ページの報告第4号でございます。

令和4年度の債権の放棄につきまして、大空町債権管理条例第17条第2項の規定に基づき議会にご報告申し上げるものでございます。

議案書7ページにつきましては、令和5年5月31日付けで町長から議長に提出しました公文書でございます。

内容につきましては、一覧表でご説明させていただきますので、議案書9ページをお開き願います。

令和4年度債権放棄一覧表です。令和4年度債権放棄件数は1件でございます。表の左から番号、1。債権の名称、給水料金。放棄の金額、1万4,310円。放棄年月日、令和5年3月31日。放棄の事由、大空町債権管理条例第17条第1項第3号に該当。債権者が死亡して法定相続人全員が相続放棄したため、相続

人不存在となったことによるもの。債務者数は1名であります。

債務者1名につきましては、平成25年度から26年度にかけての給水料金1万4,310円の滞納があり、この間、債務者が町外転出したものの、督促状送付のほか、電話催促や訪問、面談等を実施してきたところでございます。

令和4年1月に債務者が死亡し法定相続人と面談しましたが、面談後に相続放棄する旨の連絡があり、令和4年3月に釧路家庭裁判所から相続放棄の通知が届いたところでございます。債務者が死亡して法定相続人全員が相続放棄したため、相続人不存在であると認められるものでございます。

以上、報告第4号、債権放棄についてのご報告とさせていただきます。

◇議 長 これで債権の放棄については終わります。

◎日程第39 報告第5号

◇議 長 日程第39、報告第5号、令和4年度継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

松川町長から、お手元に配付しているとおり、令和4年度継続費繰越計算書の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議会提出議案書11ページをお開き願います。報告第5号、令和4年度継続費繰越計算書の報告について。

継続費は、地方自治法の規定により、経費の総額と年割額を定めて数年度にわたって支出するものですが、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告いたします。

めくっていただきまして、13ページにつきましては、5月31日付けでの町長から議長への送付文です。

15ページをお開き願います。令和4年度大空町一般会計継続費繰越計算書です。

2款1項、役場庁舎大規模改修事業、中ほどの令和4年度予算現額が1億4,181万9,000円、支出済額が1億4,065万4,000円でありまして、残額の116万5,000円を翌年度に繰り越したものでございます。

以上、継続費に係る令和4年度から令和5年度に繰り越した事業内容の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで、令和4年度継続費繰越計算書の報告については終わります。

◎日程第40 報告第6号

◇議 長 日程第40、報告第6号、令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

松川町長から、お手元に配付しているとおり、令和4年度繰越明許費繰越計算書の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇**総務課長** 議会提出議案書 17 ページをお開き願います。報告第 6 号、令和 4 年度繰越明許費繰越計算書の報告について。

繰越明許費は、地方自治法の規定により翌年度に繰り越して使用する歳出予算で、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものです。

19 ページにつきましては 5 月 31 日付けでの町長から議長への送付文です。

21 ページをお開き願います。令和 4 年度大空町一般会計繰越明許費繰越計算書です。施設の更新に係る資材や製品などの納入に遅れが生じまして、令和 4 年度内に事業が完了しないため、繰越明許費として議決をいただいた事業でございます。

4 款 2 項、一般廃棄物最終処分場管理運営費は、水処理施設の制御盤中の修繕に要する費用としまして、表の中ほど、翌年度繰越額欄の 2,695 万円。

次の 6 款 1 項、農業水路等長寿命化・防災減災事業は、畑地かんがい施設と古梅ダム管理設備の更新工事に係る 1,404 万 1,000 円。

8 款 2 項、除雪機械整備事業は、除雪トラックの購入に係る 2,649 万 7,000 円を繰り越したものです。

事業数 3 件、総額 1 億 6,597 万 4,000 円の予算額に対し、翌年度繰越額は 6,748 万 8,000 円でございます。

なお、財源内訳としましては、国道支出金が 968 万 8,000 円、地方債 2,350 万円、一般財源が 3,390 万円となっております。

以上一般会計において、令和 4 年度から 5 年度へ繰り越した事業内容の報告とさせていただきます。

◇**議 長** これで、令和 4 年度繰越明許費繰越計算書の報告については終わります。

◎日程第 41 報告第 7 号

◇**議 長** 日程第 41、報告第 7 号、令和 4 年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況についてを議題とします。

松川町長からお手元に配付しているとおり、経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。秋葉産業課長。

◇**産業課長** 議会提出議案書 23 ページをお開きいただきたいと思います。

報告第 7 号、令和 4 年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況につきまして、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

説明資料につきましては、別冊で配付しております一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況を説明する書類をご覧いただきたいと思います。

まず 1 ページをご覧ください。令和 4 年度事業報告でございます。中段になりますが、女満別産業開発公社が実施しております目的を達成するための主な事業は、1、産業開発に関する事業。2、地場製品の販路開拓に関する事業。3、公共施設の維持管理等に関する事業。4、その他この法人の目的を達成するために必要な事業でございます。

2 ページをご覧ください。事業の内容につきましては、5 つの区分となっております。

はじめにⅠ法人会計及び実施事業会計の状況でございます。事業といたしましては、地場産品を活用した試作研究開発。販路拡大・イメージ商品などの開発等を実施してございます。1、法人会計では役員会の開催及び運営管理業務を行い、適正な法人化運営に努めてございます。2、実施事業会計の1) 試作研究開発事業では、町内で生産されておりますトマト、ニンジン、野菜を使ったジュースや煮豆の試作研究、トマトジャムを初め町内の野菜を使ったドレッシングの試作研究、シジミ関連商品の試作研究、商品化まで合わせて、新品種のキタロソソを使用して砂糖、食塩、保存料ゼロの無添加茹で豆やキタロソソ入りのミネストローネ、甘納豆の商品化を行い、町内は基より、札幌道産子プラザ、稲城市ほのか店、道内ホテル等で販売をされてございます。2) 情報調査収集事業において、販路拡大イメージ開発事業では、販路開拓のため、企業訪問や物産販売の実施、雑誌を初めといたします広告媒体の商品PR広告や記事の提供、各種イベントへの出店により、特産品販売と消費PRなどを行ってございます。

次に、2 ページの下段から3 ページに記載してございますⅡ環境整備事業特別会計の状況でございます。事業といたしましては、公共施設の管理を受託してございます。1、公共施設等管理事業は、各学校等の施設管理業務や給食調理業務、住吉ふれあい農園整備業務等6 つの業務を受託してございます。2、空港環境整備事業は、女満別空港消防業務となっており、北海道エアポートから受託をしてございます。3、女満別空港駐車場管理事業につきましても、北海道エアポートからの受託となっております。4、産業環境整備事業ですが、自動車テストコースの作成、整備、管理業務と試験車両管制業務等を通年で行ってございます。

次に、3 ページ下段から5 ページ上段に出かけて記載がございましてⅢ特産品収益事業特別会計の状況について記載してございます。事業といたしましては、農産品の加工商品の製造販売、地場産品の販売に係る収益事業でございます。公社では、研究開発した農産加工品の製造販売のほか、地場産の特産品、農産物などの販売も行い、消費者ニーズに合った品ぞろえ目指した店舗運営に努めてございます。また、メルヘン観光交流センターのキッチンほのかやめんやで、地場産食材を中心に定食やピザなど販売し、消費拡大や食材のPRにも努めているところでございます。

4 ページ、1、特産品製造事業については、製造数の比較を記載しており、令和2年度のトマトジュースが高温症でトマトが実らなかったため製造量が大幅に減ってございましたが、令和4年度につきましては、順調な生育によりまして増産になってございます。また、その他のジュース等は、在庫数を見ながらの調整で製造が若干減となっております。2、地場産品提供事業になりますが、アンテナショップほのか、ほのか空港店、キッチンほのか、めんやの売り上げは新型コロナウイルス影響により減少してございましたけれども、コロナ禍前の状況に戻りつつある状況でございます。なおめんやにつきましては、本年3月に閉店をいたしました。7月1日から別事業者が新店舗を開店する予定になってございます。

次に5 ページ、Ⅳ指定管理運営事業Ⅰ特別会計の状況でございます。事業といたしましては、町より受託しておりますメルヘン公園の指定管理事業でございます。

す。１、業務内容になりますが、メルヘンカルチャーセンター、多目的広場、新規就農者技術支援習得管理施設、温室体験農場、駐車場などの管理となっております。２、施設利用実績等になりますが、施設管理につきましては、光熱水費等の節約と新型コロナウイルス感染症及びノロウイルス等の病原菌蔓延防止に努めたところでございます。メルヘン公園全体の施設利用人数は、昨年は６，２２０人と新型コロナウイルス前の約９５％に戻ってまいりました。新規就農者施設につきましては、移住定住支援室で行っております、お試し暮らしの利用が増えているため、前年比２８８％となっております。

６ページにつきまして、Ⅴ指定管理運営事業Ⅱ特別会計を記載してございます。事業といたしましては、町より委託しております、ひがしもこと乳酪館の指定管理事業でございます。１、業務内容になりますが、乳酪館では地場で生産される牛乳を活用して、乳製品の開発、製造、体験等を通じた、都市との農村交流を行う施設として利用者へのサービス向上に努め、利用しやすい施設運営に努めてございます。２、施設利用販売実績等になりますが、施設管理に当たっては、ほかの施設同様、光熱水費の節約などと乳製品の販路拡大に努めてございます。ふるさと応援寄附金の返礼品としての、チーズの取扱量が若干減少してございますが、新しい商品の開発等も含めて今やっているところでございます。また、大空高校と連携した大空マルシェ等の出店、販売等で販売、消費販売とＰＲに努めてございます。昨年度の入館者数については、１万８，２９２人の前年比で１３２．３％、乳製品の販売収入は、６，１４８万４，７７７円と前年比、１１７．１％と、コロナ禍前の水準に回復傾向でございます。

７ページから１９ページにつきましては、一般会計、各特別会計５会計の決算関係の総括表を記載してございます。令和４年度女満別産業開発公社全体の収支につきましては、１０ページ、１５ページをご覧いただきたいと思いますが、１５ページの、正味財産増減計算書をご覧いただきたいと思います。ローマ数字のⅠ一般正味財産増減の部、１、経常増減の部、（１）経常収益、（２）経常費用、当期経常増減額は１６ページの中ほどにございますが５２７万２，３５０円で黒字決算となっております。その下、２、経常外増減の部、経常外費用の雑損失が８，６３０円ありますので、表の下段の正味財産期末残高は、前年対比５２６万３，７２０円プラスの９，９２４万８，１００円となっております。２２ページから３９ページにかけましては、令和５年度の事業計画書と収支予算書を添付してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、女満別産業開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

◇議 長 これでは令和４年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況については終わります。

◎日程第４２ 報告第８号

◇議 長 日程第４２報告第８号、令和４年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況についてを議題とします。

松川町長からお手元に配付しているとおり、経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。菅野東藻琴総合支

所長。

◇支所長 議会提出議案書の25ページでございます。報告第8号、令和4年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告を申し上げます。

資料はお配りしております、株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況を説明する書類の1ページから13ページでございます。

はじめに、1ページから2ページの事業報告でございます。

令和4年度につきましては、5月3日から6月5日までを開園し、5月6日には開花宣言を行い、同時に入場料金の徴収を始めました。コロナ禍ではありましたが、令和元年度以来3年ぶりに芝桜まつり期間全てを営業することができました。2ページには部門別取扱概要を掲載しておりますので、ご欄いただきたいと思います。

芝桜開花中の入園者数ですが、4万5,958人と令和元年度7万1,229人と比較すると、64.5%にとどまりました。キャンプ場につきましては、7月から3カ月間感染防止対策をとった上でオープンし、利用者については、オートサイトで1,022人、フリーサイトで403人、合計1,425人と、前年度288人減の83.2%。令和元年度と比較すると646人増の約182.9%の利用者数となっております。釣り堀につきましては832人、ゴーカート6,350人。遊覧車の利用者数につきましては1万362人と令和元年度と比較すると、釣り堀、ゴーカートにつきましては2割5分程度、遊覧車につきましては4割程度減少してございます。温浴施設につきましては、令和2年3年度と新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため閉館をしてございましたが、令和4年につきましては126日間営業し871人の利用がありました。

次に3ページから10ページの収支決算書の状況でございます。9ページの収支決算書では売り上げの約6割以上を占めております入園料収入については、コロナ禍であり、令和元年度と比較すると令和4年度は入園料の徴収期間も8日間短かったこともあり、49.3%の減収となりました。3ページ下段には、長期借入金について、令和2年12月に国から借入れをした3年間無利子の新型コロナウイルス感染症対応資金1,000万円が記載されております。令和5年12月までに償還することとなっております。

単年度収支では5ページの中段に記載してございますが、営業外収益として、町からの指定管理料委託料、誘客促進業務委託料など3,077万7,134円を含めましても、37万4,876円の純損失となり、令和3年度の繰越利益余剰金の572万3,115円と合わせますと、4年度末の繰越利益余剰金については、7ページの上段に記載してございますマイナス609万7,991円となっております。したがって、資本金を取り崩し、年度末の純資産残高につきましては、7ページ下段に記載してございますが、1,390万2,009円となっております。9ページに令和4年度収支決算報告を記載してございますので、ご覧いただきたいと思います。

11ページから13ページには、令和5年度事業計画と収支計画が掲載してございます。一昨年干ばつ、猛暑被害、コガネムシの食害を受けた芝桜の再生、

そして公園の魅力づくりとさらに、誘客促進など取り組むこととしてございます。

なお、今年度の芝桜まつりにつきましては5月31日既に終了してございますので、参考までに概略について報告をさせていただきます。

5月3日にオープニングセレモニーを行いました。ことしは雪が少なく、雪解けが早かったこともあり、昨年よりも5日間早く、5月1日には三分咲きの開花宣言をしたところから、同日から料金を徴収いたしました。また、6月1日には三分咲き未満となり、入園料を無料としてございます。入園総数ですが、5月1日から6月5日の開園期間のニーズにつきましては、7万2,807人、うち個人客が5万9,157人で全体の81.3%、団体客が1万3,650人で全体の18.7%。5月1日から5月31日の期間の入園料徴収者につきましては7万376人となっております。令和元年度の入園者数の7万1,229人に対して、1,578人の増となりました。入園者数が増えた要因につきましては、ゴールデンウィーク中や祭り期間中の週末の天候に恵まれたこと、また、5月8日からはコロナ感染症が5類となり、行動制限が緩和され、外出しやすい条件となったこと、期間中は比較的雨が少なく、予想以上に芝桜が持ちこたえたことから入園者が増加した結果となっております。

祭り期間中のイベントとしましては、1市4町のご当地のキャラクターによる観光PRやバルーンショー、地元歌手やバンドグループによる歌謡ステージや日本伝統芸能の猿回しを実施いたしました。また、5月の最終日曜日には、JAオホーツク網走による東藻琴牛試食・販売や町民参加による露店、フリーマーケットも実施したところでございます。ただ、今年度につきましても、芝桜の開花状況では満開宣言をすることはできない年となってしまいました。その要因としていたしましては、令和2年度のコガネムシの大発生や令和3年度の干ばつの影響によるものでございます。

芝桜公園では、来年の芝桜シーズンに向けまして、今年本年秋には若い芝桜苗への植え替えや雑草除去など町民ボランティアの参加を集い、植栽しながら整備をする計画でございます。

以上で令和4年度の株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況につきましてご報告をさせていただきます。

◇議 長 これで、令和4年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況については終わります。

◎日程第43 報告第9号

◇議 長 日程第43、報告第9号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第9号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により、報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、令和5年2月分から令和5年4月分までであります。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、2月分につきましては3月20日、3月分につきましては4月20日、4月分につきましては5月23日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり、相違ありません。また、延期預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

松川町長から発言があれば許します。松川町長。

◇町 長 令和5年第2回定例会閉会に当たりまして、発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

今定例会では5名の議員から一般質問をちょうだいいたしました。我が国の人口減少、特に出生数の減少を最大の危機と捉え、岸田内閣の肝煎り施策であります、異次元の子育て支援に関するご質問をいただきました。関連して、本年4月1日に施行されました、こども基本法に基づく市町村こども計画の策定、子どもの意見の反映に当たっての考えなどについてもご質問をいただいたところであります。町はこれまでも国に先駆けて子ども医療費の無償化や給食費の無償化など、子育て支援に取り組んでまいりました。しかしながら、ここ数年の大空町における出生数は、暦年ではありますが、コロナ過前の令和元年は48名でしたが、新型コロナウイルスが発現した令和2年で26人と大幅に減少し、令和3年30人、令和4年が33人と徐々に回復してきておりますが、令和元年の出生数48にまでには回復していない状況にあります。今後、国、北海道の施策を踏まえた上で、大空町におけるこども施策のより一層の充実に取り組んでまいります。

また、大空高等学校の交流拠点施設、寄宿舎に関するご質問も教育長に対し頂戴したところであります。来年度の道外からの入学見込みを早い段階からある程度想定し、寄宿舎に入れないことを想定した対策についても、早い段階で協議を行っていかねばならないものと改めて認識させていただいたところであります。

さて、今年は、多少風の強い日がありましたが、昨年と異なり、5月末から6月にかけても比較的天候に恵まれ、農作物も現段階では順調に生育しているのではないかと感じております。このまま無事に収穫が迎えられるよう祈るばかりであります。

新型コロナウイルス感染症も5月8日から5類感染症移行をいたしました。移行後初めての議会開催でありましたが、議員各位、また、職員側でもマスクを着用されている方、されていない方が見受けられます。全国の感染状況はわかりづらくなりましたが、町内での感染もまだそれなりに発生しているように、私の耳

に聞こえているところでもあります。一部の専門家によりますと、第9波に入りかけているとの指摘もあります。私たちはこの完全に終息することはないコロナウイルスに対して、場面に応じて、またはご自身の体調に応じて、マスクの着脱の判断をするなど、上手につき合っていかなければなりません。

本日、令和5年第2回定例会を終えさせていただきました。昨年度から3年間の期間で役場庁舎の大規模改修を実施しています。昭和60年11月1日から供用開始され、およそ38年が経過した建物であります。本年度は3年間の中で1番工事量の多い年度となっております。この議場も、本日の定例会終了をもって改修工事に入ることになります。第3回定例会は改装後の議場で開催できることとなります。改修された議場において、議員の皆様と大空町のよりよいまちづくりのためご議論をさせていただきますことを楽しみにしています。

議員各位におかれましては、今後ともご指導いただきますようお願い申し上げ、また、今回の議会に対するお礼を申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◇議長　これで令和5年第2回大空町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(閉会12時26分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 5 年 9 月 21 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 上 地 史 隆

署 名 議 員 松 岡 克 美